

2日目 (12月5日)

第4回福生市議会定例会会議録（第18号）

平成19年12月5日福生市議会議場に第4回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤 久人君	副市長	高橋 保雄君	収入役	並木 茂君
教育長	宮城 眞一君	企画財政部長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部参事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境部長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子ども家庭部長	町田 正春君	都市建設部長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参事	川越 孝洋君	選挙管理委員会事務局長	榎戸 宏君
監査委員事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉野 栄喜君	議会事務局次長	藤田 充君	次長補佐兼議事係長	大内 博之君
臨時速記事務補佐員	杉田 愛子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第4回福生市議会定例会議事日程（2日目）

開議日時 12月5日（水）午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第76号 福生市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第77号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する
条例
- 日程第4 議案第78号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第79号 福生市役所庁舎駐車場条例
- 日程第6 議案第80号 東京都水道事業の事務の受託の廃止及び福生市公共下水道
使用料徴収事務の委託について
- 日程第7 議案第81号 平成19年度福生市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第82号 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第83号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第84号 防災行政無線施設改良工事請負契約について
- 日程第11 陳情第19-7号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書提出に関
する陳情書
- 日程第12 陳情第19-8号 「非核日本宣言」を日本政府に求める意見書提出に関する
陳情書
- 日程第13 陳情第19-9号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書提出に関す
る陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成19年第4回福生市議会定例会2日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、初日に引き続き一般質問を行います。

まず、1番清水義朋君。

（1番 清水義朋君質問席着席）

○1番（清水義朋君） おはようございます。御指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問は2項目でございます。

まず1項目目、交通安全対策について質問をさせていただきます。

交通事故は、今さら御説明するまでもなく加害者にとっても、また被害者にとっても大変大きな損害をもたらすものであります。そして一瞬の事故で時にはその人の命を奪い、またそうでなくてもその人の人生を大きく変えてしまうようなことになりかねないものであると思います。そうした交通事故から市民の方々を守るというのは大変重要なことであると思ひますし、そのためには普段の努力が必要だろうと考えます。

昨年度の全国の交通事故発生件数は、警察庁発表の事故統計によれば88万6864件と大変大きい数字であります。それでも2年連続の減少傾向にあるということでございます。

都道府県で比較をしてみると東京、大阪などの大都市圏がやはり事故件数が多い傾向にあり、比較するデータの見方にもよると思ひますが、単純に自動車の台数が多く集中しているところ、言い換えれば自動車密度と事故件数はある程度関連しているということもできるのではないかとこのように思ひます。

財団法人交通事故総合分析センター提供のデータで福生市を調べてみると、平成13年、この1年間で事故の件数は632件、14年が656件、15年が621件、16年が670件、そして17年が571件、この間の平均が1年平均で630件となっております。

交通事故の件数を単純に他の市町村と比べるのもいかなものかと思いますが、この分析センター提供のデータで全国の区市町村ごとのランキングを見ることができませんので、人口1万人あたりに指標を指定し、平成13年から17年までの平均値でデータを見ると、福生市は人口1万人あたり105.37件の件数で、ランキングでは115位に位置していると出てきます。

先ほど申しましたとおり、自動車密度の高さが事故件数と関連があると言えるのではないということで調べてみると、やはり東京、大阪の一部の区部では非常に高い数字であり、115位というのはそれらに続くランクで、非常に事故件数の高い方に位置しているということがわかります。

みずからの勉強不足を恥じるところもごさいますが、こういったデータが出ていることを踏まえ、福生市ではさまざまな交通安全対策が行われていると思いますが、一体どのようなことが行われていて、それはどのような効果となつてあらわれているのかお聞きしたいと思います。

次に、交通安全対策の2点目になりますが、自転車運転免許証の導入について質問させていただきます。自動車の事故もそうですが、昨今自転車に関連する事故も非常に多くなっているように思います。

自転車の事故データを見るのはなかなか難しく、自転車が被害者となっていると別の事故件数の扱いとなつてしまっているのもありますので、そんな中で、警視庁のデータですから、東京都都内のデータで調べて見ると、平成10年、11年ごろは1万件を下回るぐらいの数字であったものの、平成17年は1万3322件、平成18年は1万2705件、平成19年は上期、1月から6月までのデータですけれども、既に昨年を件数を上回る1万2677件と非常に多く、もう過去の数字を更新するのは確実な様子でございます。

福生市は平成19年上期で53件の自転車事故が報告されており、いずれも命にかかわるものではなかったようですが、時には自転車事故で人の命が奪われてしまうことがあります。

今になって言うまでもなく、自転車は子どもからお年寄りまで手軽に、そして便利に利用することができる乗り物で、通勤、通学、買い物、そしてレジャーなどの利用で、あらゆるところで使用されております。最近では環境問題や健康ブームもあってさらに利用する方がふえていると聞きます。

本当に利用する方のマナーと交通ルールが守られていればこんなによいものはないと思うのではありますが、なかなかそうでない部分が多く、自動車を運転する人から見ても、また自転車搭乗中、そして歩行者から見てもひやっとする経験が多いのは自転車ではないでしょうか。市民の方からもそれに近い話はよく聞かれ、中には自転車事故の被害に逢われた方もいるようでございます。

そういったこともあるのでしょうか。ことし4月から隣の羽村市でも自転車運転免許証の交付が始まったと思うのですが、福生市においてはこの自転車運転にかかわる部分ではどのような対策、また施策が行われているのかお聞きしたいと思います。

続きまして、2項目目の学校施設の開放について質問させていただきます。

現在、福生市内の小・中学校ではその施設の一部を市民の方々やPTA、あるいは少年野球などの団体の方々が使用する場合、条例には書かれているのですが、ある一定の条件のもと許可を得て使用することができるかと思えます。

現状でも週末になると小学校の校庭では盛んに少年野球やサッカーの練習が行われており、体育館においてもインディアカやバレーボール、バトミントンなどのサークルなどが身近な活動の場所としてその施設を利用しているのは、健康増進にも一翼を担っているものと思えます。

ことしになって福生第一小学校では、有志の御父兄の方々がボランティアで一小サポーターのようなものを立ち上げ、星空観察会や、児童と大人たちがともに楽しみながら、ある面学びの場も含まれているような事業を行っていると聞きます。福生第四小学校では、四小ファンクラブという形で御父兄方がそれぞれ英会話であるとか将棋、マジックなどの講座を開催し、学校と地域がそれぞれ連携し、子どもたちのために活動を行っています。いろいろそれらを実際やっている方々の話を聞くと、自分たちも楽しんで活動しているし、子どもたちも一緒に楽しんでいただこうという気持ちが高いようでございます。

そこで、これらの活動は地域の大人が子どもを通してつながる、今となってはある意味貴重な場であると考えられますし、私も勉強させていただいております学校と地域の融合教育、いわゆる学社融合という面からも大切にしていかなければならないものかと思えます。

こういった活動が盛んになること、またさらに違ったメニューを行いたいといった場合、現状使用が許可されている施設、設備だけでなく、例えば陶芸を通して子どもたちも、またみずからも学びたいなどとなった場合、今それを行うことは施設管理の面からできない状態であります。

もちろん学校施設を使用することにおいてその設備の破損や、今回の場合でいうならば、陶芸の電気窯などを例に上げれば、電気代の負担などの問題がないわけではありませんが、先ほども申しましたとおり、地域の子どもたちにとっても、大人の方々にとっても有益なものであると考えます。こういった施設の利用解放についてどのようにお考えかお聞かせ願えればと思えます。

以上で1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。清水議員さんの御質問にお答えをしていきます。

福生市の交通安全対策についての1点目の福生市の交通安全対策の取り組みということでございます。ことしの福生市の交通事故状況ということになりますと、1月から9月までの事故数が323件ということでございまして、先ほど清水議員さんから

お話がありましたように、ここにきまして減少の傾向にあるということで、大変ありがたく思っております。

ただ、御指摘もありましたように、115位というような数字を出していただきましたけれども、福生市というのはこの近辺でいいますと八王子警察管内の次くらいに交通事故の多いところをございまして、おそらく一つは道路の問題だろうというふうに思っております。

御存じのように16号が武蔵野橋のところで詰まります。そうしますと八王子へ今まで抜けるために福生市を通過して八王子市へ出ていくという形が通常の形としてありまして、大型ダンプが入ってまいります。そのことによって道路が過密になるという、そういう実体をございました。それで圏央道ができたことで20号がすいてくる、それからもう一つは16号の拡幅が始まっておりますので、これを早くしてもらうことによってそういったものが中に入らないようになると、そういったことが今後進んでいくことの中で、市民の皆さんが事故にあわれる機会というのが減ってくればというふうに相対的な部分では思っております。いずれにしましても、ことしは死亡者がおりませんので、これも非常に珍しいわけではありますが、大変ありがたく思っております。

いずれにしましても、そういった状況の中で市ができることとして、ソフト面を中心にしての対策ということになりますと、交通安全推進委員の方々に大変な御協力をいただいております。春、秋の交通安全運動における主要な交差点での歩行者の安全確保のための立哨や、それからパトロールカーによる広報の実施、あるいは各町会や自治会の方々にも大変御協力をいただいております。テントに詰めていただいております。地域の交通安全の広報啓発活動というものがそういったところからできているというふうに思っております。

また、年に4回ばかりは放置自転車クリーンキャンペーンという形で、駅周辺における自転車等の放置防止の啓発活動を進めております。歩行者のこれも安全確保という点で意味があることと思っております。

また、輝きフェスティバルでの自転車安全講習会というものも行ってございまして、小・中学生や保護者を対象にした交通安全に対する意識の向上、また市内の行事等において交通安全推進委員会、あるいは町会・自治会を初め関係者の皆様がいろいろとお話をいただく等の御協力をいただいているというようなことをございます。

こういったことの積み重なりの中で、先ほど申し上げましたとおり事故が減少してきているということで、大変ありがたく思っております。引き続き福生警察署、交通安全推進委員会、町会・自治会ほか関係機関と連携しながら、市民の皆様への交通安全思想の普及と徹底を図りまして、正しい交通ルールとマナーを守っていただくための交通安全対策に取り組んでまいりたいと、そう思っております。

次に、2点目の自転車運転免許の導入についてですけれども、現在、交通ルールとマナーを向上させ、自転車事故に歯止めをかけようと、自転車の運転免許制度を取り入れる動きが広がっております。これは警察署が中心となり、市町村、自転車販売店等との連携のもと講習会を開催し、学科テスト、実技テストを経て自転車運転免許証

を交付するというやり方でございます。

全国に先駆けて実施しました荒川区の例を見ますと、小学校4年生以上を対象に月1回、区内の公園で講習会を開くほか、学校にも出向いて講習会を行っており、講習を受けた方の中には自転車事故を起こした人はいないとのことございまして、効果があらわれているということでございます。

福生市におきましては、平成17年3月に交通安全ふれあい教室を実施して、小学生の修了者には子ども運転免許証を交付し、18年度は輝きフェスティバルの中での自転車教室修了者に運転免許証を交付しております。今年度から福生市、警察署、福生交通安全協会によりまして、市内各小学校3年生を対象とした自転車安全教室を実施し、修了者に自転車運転免許証を交付しているところでございます。

警察庁の統計によると、自転車の無謀運転の摘発者の約半数が未成年ということで、特に中高生のマナーの悪さが目立つということでございます。市としても広報、ホームページ、ちらしの配布等でマナーアップの啓発をしていくとともに、福生警察署とも連携しながら、講習会等での自転車のマナー、ルールの周知も図っていききたいと思います。運転免許証の発行についても引き続き小学生を対象に広げていければと、そんなふうに思います。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをさせていただきます。

以上で、清水議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 清水議員さんの御質問にお答えをいたします。

市内の小・中学校施設の利用につきましては、体育館や校庭等の学校体育施設及び教室の解放によって多くの市民の皆さんのスポーツ・レクリエーション活動や公共のための利用、各種イベント、あるいは消防団の訓練等に利用され、社会教育の振興や市民の福祉の向上に資する役割を果たしてきております。

学校施設の開放によります少年野球や少年サッカー等の指導を通じた地域の大人との関わりとか、議員御指摘のありました第一小学校での星空観察会や第四小学校の四小ファンクラブの活動などは、地域の人材によるその教育力が子どもの健全育成に導いていく一つの実践活動となり、指導者等の地域住民と学校との交流、連携にも結びつき、その成果は学校教育の場にも還元することが期待をできる活動と認識をいたしております。

学校施設の利用につきましては、社会教育法におきまして学校の管理機関に対して、学校教育上支障がないと認める限りにおいて社会教育のための利用に供するよう務めることが規定をされていることを受けまして、福生市におきましても条例、あるいは教育委員会規則を定め、解放をしているものでございます。

今回お尋ねの一例にあります陶芸用焼き窯につきましては、市内の小・中学校のほかには、中学校におきましては第一中学校1校に設置をし、学校教育の中で活用し、教育効果を高めております。

これまでのところ、学校施設設備使用料条例で使用を許可をいたします施設は、使用料の定めとともに教室、体育館、校庭及び校庭照明に限定をいたしておりまして、

陶芸用の焼き窯等は使用の許可対象外でございます。いわば条例の予定をしていない附属施設ということになっております。これは長時間の窯の使用に伴います安全管理上の問題でありますとか、作品の保管場所、あるいは電気代などの使用料負担の問題等があるためでございます。

しかし、今後ふっさっ子の広場の事業展開などを見てまいりますと、学校を核とし、子どもたちと保護者や地域とのコミュニティー活動の展開を視野に入れまして、施設の性質上、学校教育が優先されなければならないという制約もございますけれども、なお学校とも協議を進め、調整をする事柄であると、私の方ではかよう認識をいたしているところでございます。

なお、御質問の趣旨と若干離れますが、福生市は白梅会館と松林会館の二つの公民館、分館に陶芸用焼き窯を設置をいたしておりますし、また福祉センターにもございますので、当面の利用はそちらを御利用していただければと存じます。

以上、清水議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○1番（清水義朋君） 御答弁ありがとうございます。本当に交通事故は道路の問題も多々あるということで、福生市は国道16号線と、それとか都道とか大きく通っていて、交通安全マップというのがインターネットで調べられるのですけれども、それらを見ても国道、都道がやはり事故の件数が多いような傾向にあるのはすぐにわかることであります。

さて、いろいろな対策をさせていただいているようでございまして、交通安全推進委員の方々や町会、または自治会を初め関係各所の御協力をいただいて減少傾向にあるということもございますけれども、まだまだ市民の方々の安全が守れているとは言い切れないものがあると思います。

ちょっと前のデータになりますが、2005年の警察庁交通局の交通統計というのがございまして、人口1万人当たりの事故発生件数は福生市で173.3件という数字であるそうです。日本統計センターが出している全国の805都市のランキングで、交通事故発生件数の少ない方を上位として福生市の173.3件というのは802位なのですね。805位中の802位ですから、下から数えて何番目という位置にあるそうです。

前にも言ったとおり、ほかのところと比べるのはいかなものかと思っておりますけれども、近隣の市の件数等を見ると、福生市の半分以下の件数である、それから非常に自動車密度の高い23区内に次いで高い数字であるというふうなデータが出ています。

福生市は昭和58年、当時も交通事故が多かったのでしょうか、交通安全都市宣言をしております。その宣言を読んでも「都市化の進展と技術革新は交通量の増加と交通手段の複雑化を招いた。特に福生市は交通面でも多摩地区の要所としての位置にあり、このため交通事故の発生が多く、まことに憂慮に耐えない。福生市は市民の生命と安全を守り、健康で明るい豊かな生活が営めるまちを目指し、市民一体となって交通事故の絶滅を期するためここに福生市を交通安全都市とすることを宣言する」というふうなことが書かれております。まさにここに書かれており、交通事故は単に道路の構造であるとか、信号や標識などの施設に原因があるわけではなく、運

転者のマナーやモラルの問題、またそれらが複合的な要因となって起きることかと思
います。

そういったことで、交通事故は道路行政であるとか、警察行政という単独のことで
はなく、みんなで取り組んでいかなければならないとても重要な問題だと思います。
安心安全まちづくり課というまさに市民の生命や財産を守るべくしてある部署に対し
ては、いろいろな部署との連携を密にさせていただいて、交通事故撲滅に対してのさら
に効果の出るような対策をお願いしたいと思います。こちらの件については要望にさ
せていただければと思います。

続きまして、自転車運転免許導入についての項目について再質問させていただきます
す。御答弁の中に平成17年3月に交通安全ふれあい講習会を実施して、小学生の修
了者には子ども運転免許証を交付し、18年度は輝きフェスティバルの中で自転車教
室修了者に自転車運転免許の交付をしているということでもございました。また今年度
から市内小学3年生を対象に自転車安全教室修了者に自転車運転免許証を交付してい
るということもお聞きしております。

聞くところによれば、羽村市においても似たような形で自転車免許の交付が始まっ
ているということでもありますので、これは福生警察署管内で順次行っていることかな
というふうに思います。

さて、先ほど出てきました荒川区ですけれども、御答弁の中にあつたか、講習会だ
けではなく学科、実地のテストも実施をして、自転車運転免許証を取得できる仕組み
になっているところは当市の場合と大きく違うところではないかなというふうにと
思います。荒川区の例ですと約40分の講義、それと筆記試験、マル・バツ式が約10
分、それと実技指導が約10分というようなメニューで行われているようでもございま
す。先ほどもありましたけれども、全国に先駆けて荒川区で始まり、今では北九州市、
加古川市、町田市なども同様に講義と試験を行う形での発行をしているというふう
に聞いております。

ここで自転車事故の統計を見ると、平成18年の交通統計による報告で、全国で自
転車による事故が17万4262件報告されているということでもございます。全体の
交通事故に占める自転車事故の割合は19.6%と約2割が自転車乗用中に起きた交
通事故であります。

この自転車事故を事故累計別、例えば人にぶつかったのか、それとも交差点などの
右左折中に転倒したというふうなことの数字で見ると、自転車同士や車に対する出
会い頭衝突による事故が半数以上で、件数で言いますと9万2087件と52.8%を
占めています。また相手当事者別の数字を調べてみると、自転車事故全体の件数、
先ほど申しました17万4262件のうち14万4503件、82.9%が対自動車に
対する事故でもございまして、これらの数字から、あくまで推測でしかありませんが、
自転車運転者の交通ルールに対する認識というような部分や、無謀な運転が原因にな
っているものも多いのではないかなというふうに思います。

この交通統計で年齢ごとの件数がちょっととれませんでしたので、東京都内の交通
人身事故のデータを調べてみると、平成17年の自転車乗用中の事故が東京都内で4

5件、平成18年が42件ということでございます。幾分少ない数字なのは、何分申し上げにくいのですが、死亡事故の件数なので、死者数が今の数字となっておりますので、事故の件数はもっと多い数字になっているのかなというふうに思います。

このデータから読み取れる部分では、子どもとされている中学生までの件数は平成17年が4件、平成18年が2件と減少したものの、逆に高齢者とされている65歳以上の数字は平成17年が17件、平成18年が18件と、1件ですけれども増加している傾向にあります。また若年層を初め大人、成人の方の数字が多いこともこのデータをみるとよくわかります。

こういったことからすると、子どもたちを対象に安全教室を行うことは、正しい交通ルールを身に付けていただくことはもちろん大切なことですが、大人の方に対しましても同様に、危険な部分もあるということや、交通ルールの遵守に努めていただくようなものが必要であると考えます。

以上のようなことを勘案すると、先ほどの御答弁の中にありました自転車運転免許証の発行については小学生を対象に広げていきたいということでしたが、それでは対応が不十分ではないかなというふうに思いますので、その点いかがでしょうか。再質問させていただきます。

次に、学校施設の解放について再質問させていただきます。ただいま御答弁の中にもありましたが、ふっさっ子の広場の事業展開や、学校を核とし、子どもたちと保護者、地域とのコミュニティー活動の展開を考えると、調整すべき事項であると認識しておりますということで、幾分か前向きに考えていただけているようでございます。

今回、こうして学校施設解放について質問をさせていただいたのは、先ほど少し触れましたが、学校と地域の融合教育、すなわち学社融合の観点からであります。学社融合の「学」は学校教育を指しているもので、「社」とは広く社会教育の部分で、これは地域社会や生涯学習を指すものでございます。

現在、福生市としてはふっさっ子の広場が開設され、このような事業が一つのとらえ方として学社融合とされているのかと思います。学校の一部施設を利用し、放課後の子どもの居場所づくりということから広場の開設、そこに地域、これはボランティアさんが積極的に子どもたちと触れ合うことで、異年齢交流を通しさまざまな体験や遊びを行えるということになろうかと思えます。

学校施設の開放の問題としては、先ほどもありましたが、施設設備の内容によっても違いますが、安全管理の問題や、今回例に上げさせていただいた陶芸の電気窯などではその電気代の負担や、作品をつくるための材料、できた作品の保管、管理の問題などいろいろ出てくるかと私も認識しております。

逆に学校施設を解放しての利点とすれば、小学校区、福生市の場合だと七つの地域という考え方の上で、それぞれの学校が公民館とは違った身近に利用できる施設となること、そして今回の陶芸であるならば、それぞれの地域の方々が、時には子どもたちと一緒にみずから進んで土をこねたり、作品づくりをすることで、もし空いているスペースがあるならば、そういったところに展示することができれば、おのずと子どもたちの目に触れるわけで、関心を示す子どもたちが必ず出てくることかと思えます。

誤解のないように申しますが、ふっさっ子の広場に問題があるということではなく、ボランティアとして参加される方々が何かふさわしいことができなければとか、あるいは何か特別な知識がなければ参加できないのではと少しでも感じてしまうようなことがあるならば、逆にサークル活用のようなつもりで一緒にやってみましょうと、そして大人たちが一生懸命楽しくやっている姿はそれだけで子どもたちを引きつける力があり、ふっさっ子の広場の目的にもある異年齢交流が緩やかに行われ、そしてそのものが継続性が高いものになるのではないかなというふうに考えております。

こういったことから、学校施設利用に関しては、学校と地域の相互の理解も必要なのは十分理解しておりますが、クリアしなければならない問題よりもメリットの方が多いように考えておりますので、ぜひとも導入について積極的に考えていただけないか、再質問をさせていただければと思います。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。

小学校以外の自転車運転免許証の交付でございますが、福生市内におきましても平成17年度中に高齢者の事故が多発いたしましたことを受けまして、高齢者の交通安全教育、交通安全施設の整備等高齢者の交通事故防止に向けた対策を行うこととなりまして、平成18年度から福生警察署の協力を得て、順次各老人クラブの会合の場に赴き、交通安全講習会を実施しております。

成人者につきましても、自転車事故の実態をよく認識していただき、警察庁が自転車の無謀運転対策として取り締まりを強化していることを交通事故抑止に向けた講習会等を通しまして、福生警察署と連携を図り啓発していきたいと考えております。

そして、中・高校生や成人者に対しましての自転車運転免許証の交付につきましても、いろいろと各団体等から御意見をいただきながら実施できるよう考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○教育次長（宮田満君） 学校の施設利用に関して積極的な考えはとの再質問に御答弁申し上げます。

先ほどの教育長の答弁にありますように、学校施設の開放は学校教育上支障がない範囲で、社会教育活動や公共的活動の使用に許可することができるわけでございますが、平成8年の中央教育審議会の第一次答申などに、地域社会の子どもや大人に対する学校施設の開放や、学習機会の提供を積極的に行うこととありまして、このことは学校が地域における大切な存在として、保護者や地域の人々に学校に対する理解と協力をより深めていただく重要な目標であると認識しております。

したがいまして、利用実態等を調査いたしまして、学校と協議をしながら調整をしていきたいと考えます。

○1番（清水義朋君） 御答弁ありがとうございます。それでは3回目なので要望にさせていただきたいと思っております。

自転車運転免許証の方でございますが、ここで実際、自転車利用者が加害者となって損害賠償責任を負った例をちょっと幾つか御紹介したいと思っておりますが、一つ目は無灯火、脇見運転により歩行者の発見が遅れ衝突といった事例で、夜間ライトを備えて

いない自転車で自転車歩行者専用道路を通行中に脇見運転をして、前方にいた歩行者に衝突し、重症後遺障害を負わせたということで、これは約4000万円の損害賠償の請求が出ております。

そしてもう一つは、二つ目は歩道を通行中、信号待ちの歩行者に衝突といったことで、これは歩道を通行中に信号待ちをしている歩行者の前方をすり抜けようとしたときに衝突し、重傷後遺障害を負わせたということで、これは約1800万円の損害賠償の判例が出ている事例でございます。

いずれもちょっと失礼な言い方になってしまうかもしれないのですが、現状であればだれにもあり得るようなことかと思えます。自転車イコール軽車両という認識も、多分ほとんどの方が認識されないまま自転車に乗られているため、自転車に対して道路交通法が適用されることなど存じないかと思えますが、例えば傘を片手に自転車に乗ること、それでは夜間ライトをつけずに走行すること、歩行者に対してベルを鳴らすことなどすべて違反行為でございます。これらは罰金もあり得る道交法が適用されることなど一般の方々にはなかなか思ってもみないことだと思えます。

こういったことから、余り細かく難しいことを子どもたちに教えることはなかなか難しい面もあるかと思えますが、交通ルールというものを正しく認識していただくのはもちろん、運転技術向上につながるような形で講習会などが行われ、その終了結果で自転車運転免許証が発行されるような仕組みの導入について、ぜひとも導入に向けて取り組んでいただきたい、このように要望したいと思います。

それから、学校施設解放については、学社融合、融合教育という面からみても学校、または地域の方側からだけの意向では全く意味しないものであると思えます。今回取り上げさせていただいた陶芸の窯の例ですと、地域の方たちが解放を機に、なかば勝手にやるのであれば公民館などで行うものと全く同じで、意味を持たないものだと思います。

学校内の施設だからこそ子どもたちと一緒にできるということ、そんな中には、もちろん同じ地域の大人と子どもであれば顔を知ることができる、名前を知ることができるという、そんなことから学校以外のところで会ったときなどはあいさつなどもはずむことかと思えます。他の地域の事例のままで申しわけありませんが、こんな子どもたちから例えば「陶芸のおじさん」とか、「また一緒に」なんてことを言われたらその人はどういうふうと思うでしょうか。

今回は学校施設の解放ということで、ある程度限られた範囲のことになっておりますが、このことがきっかけで学校教育、社会教育、これは生涯学習の部分も含めませんが、それぞれが抱えている幾つかの問題解決の糸口が見つかる部分ではないかなというふうに思っております。

ぜひともさまざまなことを勘案していただき、やはり効果が出なければ意味がありませんので、それぞれ地域ごとに適した施設の解放ができるよう要望させていただき、一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、20番小野沢久君。

(20番 小野沢久君質問席着席)

○20番(小野沢久君) 御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

若干項目数がふえておりますけれども、通告でわかりやすくとしたらこんなことになってしまったものですから、中身はそれなりに大した件数ではございませんので、よろしく願いいたします。

まず最初に、来年度予算の関係ですけれども、景気の回復がさげばれておりますけれども、日経のついこの間の1面でも「上場企業、連続最高益」なんていうのがありまして、夏には史上最高のボーナスなんてこともありましたけれども、若干ここへきて景気の後退もあるようでございますけれども、そんな話を聞きますと、やはり我が市も自然収入が若干はふえてくるのではないかなというような思いがありますので、その辺を背景といたしまして予算の関係を質問したいと思います。

まず、主な施策なのですが、市長さんの思いを込めてのところがここに一番出てくるのではないかなと思います。何と云っても、いくら議会で提案しても、また一般質問で前向きの検討をいただいても、最終的には市長さんが「はい」と言わないとなかなか実施計画にも上ってこないわけですから、「きんもくせい」でもこの間市長さん言っていましたけれども、それぞれ施策には基本構想があつて、基本計画があつて、実施計画があるから、特段そこでとてつもないことを急にやれということはなかなか難しいのはわかっておりますけれども、そんな中でも特段市長さんがこれと思われる施策がありましたら、昨日もありましたけれども、必要な部分だけお答えいただければと思います。

次に、財源確保なのですが、先ほども申し上げましたが、市税についての増収が見込めるのか見込めないのかということ、それから補助金、交付金の増減はどうなってくるか、新たに再編交付金があるようですから、これも新しい財源になろうかと思っておりますけれども、そんなことも含めて、またあるいはそのほかに新たに財源とするもの、例えば未利用地検討委員会の計画が出ました。中で最優先で売却するような部分もありますけれども、売却すればそれなりの収入と合わせてその後の固定資産税の収入も望めるわけですから、早い時期に処分をすべきだと思うのですが、そんなことも含めての新たな財源についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

それから、職員の意欲向上についてですが、一般では改善提案と申しましてどこでも、民間企業では当たり前のことで数多くの提案がなされ、そこから新たなものが出てくるわけでございますけれども、福生市の場合には職員の提案に関する要綱というのがありまして、この活用を以前にも質問したことがあるのですが、当時は日々改善だからということで前向きな御答弁はいただかなかつたのですが、実際に余り使われていないようであります。

しかし、仕事をする上では大変重要なことで、自分の仕事を責任を持ってより正確により早くという面ではそれぞれの部分で改善をする部分があると思ひますので、その辺を含めての取り組み状況、それからどのように活用していくのか御答弁いただきたいと思ひます。

もう1件は、定年退職者のノウハウの継承でございます。07年問題ということで民間では既に大きなテーマとなってきましたけれども、福生市も大変多くの方がここ数年で定年をしていきます。これは事務報告書の中から拾ったので細かくなっておりませんが、56歳から60歳までの職員が70人、17.3%、51歳から55歳までの職員が99人、24.4%、ですから51歳以上の職員が169人で、実に41.7%ですか――こんなにもいけない。169人もいるという大変な数字が出ていますので、ここ数年で大幅に入れ代わってくるわけでございますけれども、それぞれ職員が培っているノウハウがあると思います。ですからそれを何とかして継承していかなくてはいけないと思います。

来年、清水部長も定年になってくるね。彼の頭の中を割ってみると、ちょっと雨が降れば水が出るところ、風が吹けば被害が出る場所が大体想定されている。石川部長もしかりで、市民から苦情がくれば大体この苦情にはこんな過去があってということが全部それぞれの頭の中に入っている。しかし、それが間違いなく来年は定年になるわけですから、そのことはしかし引き継げるかということになってくると、これはなかなか問題が難しいのではないかと思います。

そういった、たまたま二人を例に上げたのですけれども、やはり全員がそれを持っているのです。ですから、そういう部分をきちんと引き継いでいける、民間では品質管理でISOの9000番台でその品質管理をしていますから、それぞれ異動があっても、物が変わってもできるのですけれども、役所の場合は異動ということがありませんけれども、特にそういう面では、いなくなるという面では難しい部分があるので、そういった制度をきちんとやっていくべきではないかと思いますので、そんな思いでの質問でございます。

それから、米軍の横田基地の関係なのですけれども、これは国連軍後方司令部の移駐ということで、資料はファックスでいただいておりますけれども、これは外務省のホームページからなのですが、朝鮮国連軍は1950年、昭和25年6月に朝鮮戦争の勃発に伴い国連の諸決議に従って国連加盟国が自発的に派遣した部隊で構成されていると、現在も朝鮮半島の平和維持に重要な役割を果たしているということでもあります。また1957年、昭和32年にキャンプ座間に設立をされて、これは国連軍後方司令部は朝鮮半島から国連軍が撤退するまで有効ということですから、日米地位協定でこれは、国連軍がいることは認められているのですけれども、しばらくこの状況は続くのですが、これが降ってわいたように横田基地に来たわけです。来なくたっていいのにね。

そこで質問が、やはり私は横田基地はない方がいい、できれば縮小、そして撤廃と思って、ずっとその思いでこの基地の関係を質問しております。市長さんも基地はない方がいい、しかしながち、国策としてある以上は、あるという前提で計画を立てていかなくてはいけない。そういう観点であると思いますが、その辺は変わってないと思うのですが、変わっていればそれも含めてなのですが、いつもそうなのですけれども、関係自治体には全く前もって連絡もなくぽつとやって、「はいそうです」ということ、確か国策だからか知りませんが、プレス発表と一緒に関係市が聞くという

のも、これも納得できないことなのでございます。今回もまさに26日にプレス発表があって、なおかつもうそれが11月2日に、2日目途というのは2日にもう移転がされてしまった。ですから、そういった関係の情報提供があったのかなかったのかを含めて市長さんの思いを聞かせていただければと思います。

それからもう1件、再編関連特定周辺市町村の指定、これもこの問題を一般質問で通告したときには指定がやっとなされた段階で、その後の金額の話もなかったのですが、通告した後に指定があったということなのですけれども、しかしまあ防衛省も困ったもので、どうやれば300回もゴルフができるのかね。全くあきれかえって物が言えないという、ついこの間ですよ。一昨年2月でしょう。談合で施設庁がなくなってしまった。統合されてしまって。我が市の市役所の入札にも談合で大手すべて指名停止して影響が出てきた。それを、そのころからこれはゴルフをやっていたのだけれども、そんなところと交渉して補助金、交付金をもらわなくてはいけないというのも情けないけれども、しかし、これは現実です。

それと、我が市と関係のあるところは、今は倫理規定ができてからはもう、その前は午後來て、駐車場を全部開けて職員が待っていて、見て帰るときにはちょっとお食事をして、手荷物を持たせてなんていう時期がありましたけれども、ようはあの官官接待ということで随分問題になりました。それ以降は全く、どうも聞くところによるとお茶も飲まずに帰っていくという、ですから末端の職員は一生懸命やっているのだけれども、一番の親玉がしたい放題ではなかなか綱領規定も難しいのではないかと思うのですけれども、それはそれとしても、我が市はそこと交渉してきちっと交付金をいただいでいかななくてはならない。

ですから、今回この特別措置法が5月23日に成立して、それを受けてですから随分早い流れですよ。それで福生市が25%、5191万円、これはこの横田基地関係では福生市が1番で、瑞穂町が次で3800万円、あと残り立川市、昭島市、羽村市が2500万円ということで、一番問題になっている岩国飛行場の岩国市が入っていないなんていうのも、これもどういうことで、出さなかったって基地はあるのだからと思うのですが、それは我が市がどうこうすることではありませんけれども、きのう若干説明がありましたが、その辺も含めて交付金の内容をお答えいただきたいと思います。

それから、もう1点が軍民共用化の推移でございまして。今までこのスタディによる検討結果が10月末には発表されるということで心待ちにいたしておりました。どういう結果が出るのかなということでございましたけれども、結局先送りになってしまったということでございます。

ですからこれも同じなのですが、ほとんど情報公開がされていないということなのですが、このことについて、先送りをされたことについて市長さんの見解をお願いしたいと思います。

次に、住宅行政なのですが、久々に住宅マスタープランができました。これは12年ぶりですね。ですからこれは昨年の12月にも質問をしているのですが、そのときにもその前の平成6年のマスタープランを全部打ち出してみたのですが、随分今度の

見ますとよく出ております。その中で大きなテーマはやはり持ち家率の向上だと思えます。そういう面では持ち家率が現在40.8%を50%にするという大きな目標がありますけれども、実際に持ち家をふやすというのは非常に難しい、いかに福生市の環境をよくしてくるかということだと思っておりますが、具体的な取り組みを、まだ早いよというかもしれませんが、具体的な取り組みをどうするのかお願いいたします。

それから、市営住宅についてということで、この質問はなぜかという、このマスタープランをさっと目を通して、日ごろ思っていたことがうまくこれに出ているのですね。思っていたことがそっくり書いてあります。これはマスタープランの58ページの施策の中の4の2というのですね。これは市営住宅の関係ですけれども、「市営住宅が真に住宅に困窮する人に対して公平かつ的確に対応できるよう、入居者選考方式の見直しや高額所得者、収入超過者の取り扱い等について、国や都とも連携しながら適正化を推進します」すごいよね。いいことでしょう、これは。2番目に「入居機会の拡大を図り、利用機会の公平性を確保するため使用継承及び同居継承の制度について見直します」と、これもしかし実際にできるかどうか難しい話ですよ。「世帯の人数や年齢構成においた住居間の住み替えを検討します」と、例えば入ったときは家族が5人だったのだけれども、今はお年寄り1人になってしまったというのは現実にあるわけですよ、住み替え。これができるとすればとてもすばらしいことなのです。ずっとこれは願っていたけれども、なかなかできない。入ったら大体ずっとそこには住んでいられるのが現状ですので、実際にこのことが具体的に組み立てられるのかどうか、できたばかりだけれども、そう言わないで何とかお答えいただきたい。

それから、ついでに連体保証人、我が市の場合は地域を限られております。この間も言ったのだけれども、もうぼちぼち「はい、わかりました」と言って直すのではないかとと思うのですが、連体保証人が見つからなくて入れない人なんて大変かわいそうなお方がおりますので、その辺についてお答えをいただきたいと思えます。

それから、もう1点は民間借家住宅への入居支援、これもやはり我々議員、私だけでなくやはり入れないという方の相談を受けると思うのですが、なかなか不動産屋さんと一緒にいっても貸してくれない、お年寄り1人住まいには特に貸していただけないのですけれども、やはり何とかこれもある程度そういう対応をしていかなければいけない、行政の仕事ではないかと思うのですね。住宅に困っている人にやはりそれを、何とか不動産屋さんとの連携を取りながら、ましてさっき言った連体保証人のことも含めてサービスができるようなシステムを考えていただければと思えますので、よろしくお願いいたします。

それからもう1点、高齢者住宅、これもこの間質問したばかりなのですが、市は現実には目標を達成したという見解を持っております。それと同時に、今回の見直しの中にも地域福祉計画の見直しに合わせてということがありますが、この地域福祉計画もことしの3月に出しております、その中では高齢者住宅については戸数は限定しておりません。ですから両方が逃げてしまっているのです。この住宅マスタープランも逃げていり、地域福祉計画の中でも逃げていり、そういう面では市のいう数は達成したということはどうもまかり通っている。しかしながら、

現実には大変多くの方が不自由をしている現状がありますので、ぜひその辺を含めて御回答いただきたいと思ひます。

○議長（原島貞夫君） 11時15分まで休憩します。

午前11時2分 休憩

~~~~~

午前11時15分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（小野沢久君） それでは、引き続いて一般質問をさせていただきたいと思ひます。

次は防災行政についてでございますけれども、これは地震の予知の関係ですが、地震の予知ができるとは夢にも思わなくて、ナマズに聞かなければわからないかと思つたのだけれども、どうもコンピューターの性能が上がったというところで、それを予知できるということで、とにかく今回のこの緊急地震速報というのは世界にも例がない、まさにそういう意味では日本の技術の粋が集められた大変すばらしい事業だと思ひます。

地震の初期微動、なんかP波というらしいのですけれども、それを気象庁のコンピューターが分析をして、人工衛星を通じて流すということで、テレビ、ラジオでは「ぼろんぼろん」とかというらしいということで、一般向けと鉄道会社なんかの高度利用向けがあるようなのですけれども、この質問の発想は、我が市は広報無線のデジタル化をやるということだったから、当然このくらいのことはその中に入っているのかなと思つていたので、どうも、そうらしくないものですから、この質問をすることになったのですが、その辺について、やはりうちにいけば、ラジオ、テレビを見ている人はいいけれども、表にいた人はそうはいきませんので、当然これは広報無線で流すべきことだと思ひますので、質問したいと思ひますので、お願いいたします。

それから、多摩川洪水ハザードマップの活用についてお尋ねします。これは平成14年に国土交通省が多摩川の洪水の地図をつくりまして、それから何度か取り上げて早くマップをつくれということだったのですが、18年度予算計上されて出来上がったのがことしの2月だったかね。全戸配布して、これで、どこにもこれはあると思うのですが、200万円ぐらい大したことはなかったのですけれども、これをつくったときに、せつかく予算を計上したのだから早くつくって年度の訓練に間に合わせたらということだったけれども間に合わなくて、ですから当然そのときの後の答弁にも活用する旨があったので、このマップをどのような活用をしてきているかの質問でございますので、そんな難しいことではないので、使っているか使っていないかの質問です。よろしくお願ひします。

それから、洪水対策、特にこれは南田園、田園地区なのですが、せんだつての台風9号による増水で、私も現場を見たのですが、南公園部分の下の川の開口部もほとんど水が埋まってまいりまして、あと30センチか40センチで埋まってしまつてしまつていました。

ですから、もう少しあのときの多摩川の水位が上がつたら、この下の川が逆流する

のではないかという思いがしたものですから、このことの質問になるのですが、仮に逆流すればそれこそ串田議員の言うポートがなくてはいけないわけで、あれは地形的に見て、多摩川がいっぱいになって南公園が増水してくると、あそこは湧水池のような形になってきます。本流ではありませんからね。それで陸橋の北詰のところ、東詰というのか、あそこのところは土のうを積んだり蓋をすることができますけれども、下の川については蓋の閉めようがありませんから、水位が上がってくれば逆流をするのではないかという心配がありますので質問をするわけでございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、教育の関係なのですが、これも台風9号によって大きな、南公園の野球場やテニスコート、それから中央公園の野球場も被害を受けたわけなのですが、これの改修を含めて見直し、あるいは今まで定期的に使っていた団体が使えなくなったということで、それなりに苦労していると思うのですが、どんな形で割り振っているかお願ひをいたします。

それからもう1点、福東グランド等の改修工事です。これは福東には福東グランドと球技場と野球場など四つ施設が並んでいまして、昨年加美平球場を直していただきました。ネットを上げることによって随分安全が保たれています。福東グランドも今までボールが出ることによって駐車している車に被害があったりなんかしてフェンスを上げた経過があるのですが、道路にもやはりボールが出ていくということで、それと随分長いことフェンスをしてから経っていますので、含めてその改修ができることになったのですが、その辺の状況と、心配になるところは非常に朝晩の通行量の多いところなものですから、そこでどういう影響が出てくるのかなということがありますので、その辺を含めた御答弁をいただきたいと思います。

それから、もう1点は福生球場なのですが、これも以前には高校野球の予選も行われておりました。しかしながら、ボールが出るということで苦情等があったりなんかしてそれもこなくなったし、現実にも今でもボールはぼんぼん出てしまうのですけれども、それと同時に今は多目的利用もなされております。せんだってのふれあいフェスティバルにも使われていました。

これも経過はやはりありまして、随分その前は野球場を多目的に使うなんてとんでもないなんていう教育委員会の強い反対があってなかなかできなかったのです。それで当時健康ふっさのときにやっと一般開放になって、それと同時に近隣の町会の運動会でも使うようになった経過があるのですけれども、やはり多目的に使っていかなくてはならないと思いますので、国体も含めての検討事項になろうかと思うのですが、この改修並びに人工芝化をすればもっと利用ができると思いますので、その辺の見解をお願ひしたいと思います。

それから最後ですが、就学児童の情報把握についてということでございますけれども、これは前から言っておりますけれども、幼稚園や保育園の情報をいかに小学校で把握していくか、それがやはり1年生のスタートラインでの一番重要な部分ではないかと思っておりますので、そういったところの情報収集が現実はどうに行われているのかということなのです。

これも質問のきっかけは、せんだって就学児健康診断に行っただけです。孫の
ですけれども、我が子のときにはとうとう行ったことがなかった、3人もいたのに
行かなかったのですが、行ってきまして、何が行われているのかということで、以前、
これは某議員ですけれども、三角だとか丸を書くことが人権の侵害だとかいうのがあ
ったような気もいたしますけれども、確かにここでいろいろな部分がわかるというの
はなかなか、単なる健康診断ではなかったかなという気がしますけれども、しかし、
非常にシビアな問題で、やはりお母さん方にしていても、子どもにしても、学校にし
ても、小学校1年生のスタートというのは大変大きな緊張する部分ですから、より細
かな情報を把握していく、しかし、それも人権侵害のことも含めて非常に難しい、プ
ライバシーがありますので、そういった中で福生市は現状どのような形でそういった
情報を把握しているのかという原点での質問でございますので、よろしくお願いた
します。

長くなりましたけれども、市長さんの方は少しはしよっていただいて、どうせ2回
目しますから、簡単にお答えいただければと思います。よろしくお願いたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) それでは、小野沢議員さんの御質問にお答えしてまいります。

既にお話したことについて若干省略していいということでございますので、そんな
向きでお答えはしてまいりますから、よろしくお願いをしたいと思います。

まず初めに、平成20年度の予算編成の1点目、主な施策ということがございまし
た。ここにつきましては、現在実施計画の案ができておりますので、今度は財政の面
で予算化の作業を今進めているところでございます。

事業については、もう申し上げましたけれども、大規模なものは福生病院、拝島駅、
継続になりますし、新たに着手するものとしては市道幹線Ⅱ-18号線、田園通りで
すけれども、これが大きいと思います。

ほかのハード面では、福祉センターのエコライトハウス事業という形で、いわゆる
省エネ関係の仕事をきちっとあそこに付け加えていきたい、あるいは市民会館の小ホ
ール等も指定管理者にするということもあって、そんなことの対応も進めていきたい
というようなことでございます。

議会関係につきましては、音声の翻訳議事録システムの問題だとか、インターネット
中継といったようなことが出てまいりますし、それから前々から御指摘をいただい
ておりましたISO関係の事柄について、市役所については環境マネジメントシス
テムという新しい方式も研究をいたしまして、LAS-Eというのだそうですが、そ
ういった方向で庁舎の環境マネジメントをやりたいと、こういうことがございま
す。

また、少子化対策、子育て支援の方では妊婦の健康診査の拡大ということ、あるい
は訪問指導事業、これも拡大をしたいと思っております。それからいろいろとずっと
御要望をいただいております病後児保育事業への取り組みを進めたいと、こう思
います。

福祉交通網という形での問題については、ずっとお答えをしておりますので省略をさせていただきますが、できるだけ早い時期に試行をしてみたいと、こう思います。

それから、また教育施策の方では、合宿型の体験学習を、「ふっさっ子スプリングキャンプ」という名称だそうですが、教育委員会の方でお考えですので、こういったもの、あるいはふっさっ子の広場をほかの学校に拡大をしていくということ、それから中央図書館へのブックディテクションの問題についても実施計画上上がっておりますが、予算上いろいろ検討してみたいと、こんなふうに思います。そんなことが主な事業ということになります。

それから次に、2点目の財源確保ということでございまして、市税収入見直しについての現時点でということですが、いずれにしましても、市民の皆さんの所得が福生市の場合上がってこないと税収が上がってこないと、こういうことになります。法人税、法人が少ないですから、そうしますとその戸別の市民の皆さんの所得が上がっているかということになりますと、なかなかやはり難しいというふうに思います。いずれにしましても、そういう中でございますので、収納率の向上ということを一いつきちんとした形でやっていかないといけないと、こんなふうに思っております。

それから、国や東京都の補助金、交付金の関係ですけれども、これは基本的には国も東京都も抑制傾向ということになってまいります。東京都は幾分いいのという思いがありますが、ここもなんか最近の情報によりますと、都市と地方との格差是正という問題が出ておまして、東京都の入っている税金を少し地方に回すみたいな話がありますので、そういったものがどんなふうになっていくかというによっては東京都の総合補助金だとか、総括補助金だとか言っていますが、そういったものに影響が出てくるのではないかという懸念がございまして。

さらに、地方交付税については、今年度の概算要求額で前年度比では4.2%減ということで既に総務省、要求をしているようでございまして、そういったものが市の交付税の中にどんなふうに出てくるか、いずれにしましても、地方交付税については減少させていくという方向については変わりがないと思いますので、そういう意味では相対的に入ってくる金というのは多く見込むことは全くできないだろうというふうに思います。もちろん再編交付金の問題もございまして、これも時限立法でございまして、臨時的な経費でございまして、それほど大きな全体的な影響は与えられないような、そのレベルまでいかないだろうというふうにも思っております。

そんなことから、新たな増収対策ということになってくるわけでございまして、未利用地につきましては未利用地の検討委員会報告が出ましたので、その中での優先的に取り組む事業、事項として、今作業部会を設置しまして具体的検討を進めておりますので、その中で出てまいります方向を大事にしながら、未利用地の売却等についても有効活用という視点から、財政の部分だけでいうと、そこだけでやってしまいますと後が大変ということもございまして、そういった視点も大事にしながら検討していきたいと、こんなふうに思います。

それから、市民負担の関係ということで言いますと、本議会で手数料条例の一部改正と国民健康保険税条例の一部改正、市役所の庁舎の駐車場の関係の条例を御提案さ

させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、3点目の職員の意欲向上ということでございます。職員の創意工夫を奨励したいということで、勤労意欲の高揚と職場の活性化を目的に、平成元年度に職員提案制度というものを実施してまいりました。それで平成17年度に実績表彰を加える一部改正を行いまして、職務上の改善、あるいは企画により適切な効果を上げた場合にも表彰するというで少し広げました。

しかしながら、昨年度から現在まで職員からの提案というのはございません。これは、恐らくとにかく国や都の制度変更、ここのところ非常に大きいものですから、そのところに大変多くの時間を取られているのだらうなという思いがいたしておりますし、それから目標管理制度というのを始めまして、それぞれの職員がこんなことをやりたい、あんなことをやりたいといったようなことを含めて、管理職といろいろ話をしていくというような制度もきちとした形で動き出したといったようなことも影響があるのかもしれませんが、いずれにしても、提案制度というものは制度としてあるわけでございますので、こういったものについてのあり方についても再検討する必要があるのではないかと、そんなふうにも思っております。

なお、職員提案制度が実施されました平成元年度からは、現在の職場環境や自治体や職員を取り巻く環境は大きく変化しまして、分権型社会の中で自立した自治体を目指す意識を持つ職員の量、あるいは質といったものも、私としてはかなり向上しているというふうに思っております。開庁時間の延長もそうでございますが、そういった中で確保された勤務時間を有効に活用しまして、積極的な企画、立案、そして実行といったようなものにつなげていく職員、あるいは職場がふえていると、またそういった形での意見提案もいろいろな形で出されてきておりますので、そういう方向で、今まで少し遅いのではないかとというようなおしかりをいただいた部分も、少し早く、早くできるようにだんだんにしていきたいと、こんなふうに思っております。

いずれにしても、今後も職員の意識や職場環境の変化を考慮しながら、こういった提案制度、あるいは政策の横断的課題プロジェクトチームや、それから幹事課といったようなものをつくりましたので、そういったものも活用しながら部内の活性化、あるいは職員全体の意識の向上、意欲の向上といったようなものを図っていききたいと、こんなふうに思います。

次に、定年退職職員のノウハウの継承ということがございました。福生市の退職職員の状況については、先ほど大きいところでお話いただきましたけれども、今後二つのピークがございまして、最初のピークが21年度から出てまいります。21年度には18人の職員が退職をします。22年度には20人退職をします。それで次のピークが25年度にまいりまして28人、26年度が最高で30人1年で退職をします。27年度には21人退職をいたします。というふうになってまいりまして、その後は退職人口は減少していくということになります。

これは、団塊の世代が退職を迎える時期ということ、それから昭和45年の市制施行をしたときに大勢の職員を一時期に入れたという、そういう職員採用があったことに起因をしております。

現在、そういった意味でのノウハウの継承といったことについて考えなくてはいけないわけですが、いずれにしても、長年培った能力、経験を有効に発揮できるように、引き続き働く意欲と能力を有する職員については再任用制度を活用していきたいと思います。

再任用制度には、満額年金の支給開始年齢までのつなぎ的任用という側面もありますが、それよりもその豊かな経験によって培われたノウハウや技術の専門性をより一層発揮して、効率的に事務を執行し、引き継いでいくというような形での指導を期待をしていきたいというふうに思っております。

それから、全職員に共通しておりますけれども、係内でさまざまな事務経験を積むことを目的に仕事を回していくジョブローテーションの実施、あるいは人材育成の観点から仕事を通じて指導育成するOJTの研修などを実施しておりますけれども、これだけではなかなか十分というふうにはいえないかもしれませんので、この大量退職時を迎えて豊かな経験をぜひ失わないような形でのシステムといったようなもの、何らかの指針や方針などといったようなもの、そんなことも考えていかななくてはならないのではないかと、こんなふうに思っております。

いずれにしても、役所というのは記録として残すことにはなっておりますが、事業記録というのは意外に残るのですけれども、数字の記録というのは意外に残るのですが、それがどういうふうに行われたかということについてはなかなか残りづらくて、言葉として伝えていく部分がございまして、そういう意味では御心配をいただいておりますことのないように、みんなでもって心がけていかなければと、こんなふうに思います。

次に、米軍横田基地についての1点目でございますが、国連軍の後方司令部の移駐についてでございます。国連軍後方司令部は、お話がございました昭和32年に神奈川県のカンパ座間に設置をされましたが、今年11月2日に横田基地に移駐しました。それから後方司令部の移駐情報につきましては、外務省は10月26日に報道機関に発表しまして、北関東防衛局からは同日説明があったところでございます。

いずれにしても、基地に対する基本的な考え方、そのほかについては今までと全く変わっておりませんが、情報の遅さについては再々申し上げているわけでありまして、基本的にやはり地方自治体というものをもう少し信用して、一緒に問題を解決していくという姿勢が出てこないといけないのではないかと、こんな話も申し上げているところでございます。そんなことの中でもう少し情報をきちんとした形で伝えて、そしてまた市民の皆さんの思いなどもその中に組み込んだ形で決めていくようなやり方ができれば、恐らく今までのやり方とまた違った意味での大変さはあるかもしれませんが、もっといい方向が出てくるのではないかとというような思いがしております。

いずれにしても、この国連軍の後方司令部が横田基地に移駐してきた理由というものは、キャンプ座間に後方司令部が置かれた昭和30年代に比べまして、国連軍を取り巻く状況が大きく変化をし、従前に比べてキャンプ座間の米陸軍との調整にかかわる業務の割合が低下をしまして、地方で横田基地の在日米軍及び米空軍との調整

に業務の中心が移ってきたということを受けまして、今般横田基地へ移駐を行うことになったと、こういうことであります。基本的には、先ほどお話がありましたように朝鮮戦争の関係の国連軍でございますので、そういう意味では確かにそういうことはあるだろうなというふうに思います。

もともと、横田基地は国連軍基地でもありまして、これまでも国連軍地位協定により主に燃料の補給や航空機のメンテナンスの支援が行われておりました。後方司令部の業務はこのための調整で、それ以上のことはないということでございます。また後方司令部は4人の小規模な組織で、移駐に際しても横田基地内の既存の施設を使って業務を行い、施設の増設や航空機が増加することもないということございまして、市民生活への影響は少ないというふうに思っております。

次に、2点目の再編関係特定周辺市町村の指定の問題でございますが、本年10月31日に横田飛行場が再編関連特定防衛施設に指定をされまして、同時に福生市を初め5市1町が再編関係特定市町村に指定されました。これは航空自衛隊航空総隊司令部及びその関連部隊が横田基地に移駐することにより、新たな負担が生ずるとして指定されたものです。そしてこの負担に対する財政上の措置として再編交付金が交付されることになりました。

交付の内容につきましては、もう御承知のとおりでございますので、細かく申し上げますけれども、いずれにいたしましても、今後この10年間という時限でもございますので、あるいは年度によって変わってもまいりますので、きちんとした計画といったようなものをつくりながら、その間でできるだけ有効に活用できるように考えていきたいというふうに思っております。

そんなところで基地の、あるいは防衛省の問題についていろいろ思いがおりますけれども、多分同じ思いだろうと思っておりますので、それ以上申し上げます。

いずれにしましても、そんなことございまして、次に3点目の軍民共用化の推移でございますが、日米両政府によるスタディグループの協議は10月を期限として進められておりましたけれども、結局幾つかの課題が残ってしまって、議論がまだ尽くされていないというふうに聞いております。このために11月8日の高村外務大臣、ゲーツ国防長官との会談でさらに議論を継続していくことが了解されて、引き続き日米両政府間で協議を行うことになったと、こういうふうに聞いております。

このスタディグループの協議が、期限までに報告を出せなかったということにつきましては、外交交渉とはいえ、日米両政府が市民に、あるいは国民に約束したことということでありますから、期限が守れなかったこと、あるいはこの軍民共用化により一番影響の出る地元の自治体に情報が提供されないこと等大変遺憾に思います。今後できるだけ聞いてはまいります、おそらく出せるところはほとんどないのかもしれないということ、状況を見つめていくしかないかもしれないと思っております。

次に、住宅行政についてでございます。今までは住宅行政、確かに個別施策として少しずつ、例えば屋外に雨水をためるところをつくるとかという形ではやってまいりましたけれども、今回はまちづくり総体の視点から考えて、あるいは景観だとか環境だとか、あるいは福祉だとか教育といったようなものまで含めたところとらえて、

今回の住宅マスタープランというものの策定ということがなされました。いずれにしましても、平成7年の3月に前のものはできているのですが、その後の変化、それからこれからの要するに地方自治体の変化といったようなものも視点の中に入れてながらつくらせていただいたということでございます。

この10年間、前のものから10年間というのは、少子高齢化の問題、あるいはファミリー世帯の減少が大変進みました。持ち家の比率、大変福生市は低うございます。家余りになってまいりまして、四千数百戸、今福生市で余っていることになっております。狭小な住宅が非常に多い、これは26市の中で豊数が一番少ないというような数字が出ておりますが、そんな問題、また市内で未利用地は基本的に少ないわけでございますが、したがって、現状で持ち家を建設するために新たな住宅用地の創出、買うということが難しいまちでございます。このために既存住宅の利活用、あるいは遊休公有地の活用、宅地化農地の開発誘導や地震、災害対策、そういった環境対策などの面から一般住宅の質の向上というものを重視した形で、あるいは長寿命化を図ることということも合わせて定住化促進対策として住宅誘導策などを総合的に居住政策として進めていくと、こういうことが必要だということでつくらせていただきました。

御質問の1点目の持ち家率につきましては、平成15年度で40.8%ということになっておりますが、これから先の10年間、28年度を目標に50%にしたいというふうにいたしております。

具体的な取り組みとして、安全・安心で快適な住まいの確保、あるいは多様化する市民の居住ニーズへの対応、地域特性を活かした豊かな住環境の実現、環境に配慮した住まいとまちの創造を基本目標にしまして、住宅性能の向上、住環境の整備などに合わせてまちづくりと連携した住まいづくりの個別策定を当面実施をいたしまして、良質なファミリー向け住宅の供給誘導、要するにこのまちに来たいという、あるいは少し高くてもというような思いがないとなかなか難しいかもしれませんが、そういった思い、あるいは省エネ、新エネルギー、耐震、雨水対策や高齢化、子育て支援など、そういったものに対するセットをした支援策を総合的に考えてみたいと、こんなふうに思います。

持ち家というのは個人の活動の場でもございますが、生活の基盤でもございますし、社会生活や地域のコミュニティ活動の拠点でございます。加えて福祉や教育、景観、環境などの住宅を取り巻く整備というのが非常に重要な要素になりますので、これらを総合的にとらえた住宅施策を実施して、持ち家率の向上に向けて、皆様といろいろとお話しながら、協働しながら施策を展開をしていきたいと考えております。

このために、すぐということにはならないと思いますが、平成20年度から都市建設部に定住化対策担当を設置をいたしまして、定住化施策の促進をしていきたいと思っております。

次に、2点目の市営住宅についての1つ目、住宅に困窮している人に公正かつ的確に対応しているかということでございます。市営住宅入居者の募集は空き家募集で、転居等により住宅に空き家が出た場合に入居していただくという形で、入居予定者の登録順位に従い資格審査を実施し、入居の許可をいたします。入居者の募集は、空き

家募集であるため2年に1度実施をし、募集者の中から抽選により10人の入居予定者と10人の補欠登録を決定をしております。

また、市営住宅入居者の高額所得者や収入超過者の現状ですが、家族の方が新たに仕事についたときなどにはその世帯の総収入額が増加し、収入超過になる場合が多いようでございます。高額所得者に対する明け渡し請求や収入超過に対する努力義務としての住み替えは、その旨の通知をし、住み替えのお願いをしてきております。

二つ目は入居機会の拡大ですが、高額所得者への明け渡し請求や収入超過者への住み替えのお願いを徹底して図り、市営住宅本来の利用を図ってまいります。また入居の承継は、現在配偶者や入居者の三親等以内の親族となっておりますが、国からの指針では配偶者のみというふうになってきておりまして、現在課題としているところでございます。

三つ目の世帯人数や年齢構成に応じた住み替えの検討ですが、想定されるものは高齢者世帯で2人から単身世帯になった状態と考えられます。このような場合、実情に合わせ単身世帯用に移転していただき、世帯向け住宅は複数世帯の方が入居していただくことが最良ですが、高齢者住宅単身世帯用は14戸しかございませんで、さらに待機者もそちらの方もいるということから、住み慣れたところから移転にまたなかなか応じていただけないというようなこともございまして、大変難しい課題になっております。

四つ目の連帯保証人ですが、関東地区1都6県及び山梨県に住所を有する者で独自の生計を営むもの等と定めておりますが、住まいの広域化に伴い、この区域内で連帯保証人を立てることが出来ない場合もあるとのことでございますので、保証会社等の利用を含め検討しております。

次に、3点目の民間賃貸住宅への入居支援ですが、福生市の将来像を市政世論調査などで見ますと、高齢者や障害者が安心して生活できるまちが約半数を占め、また住まい探しにあたってはアパートを借りる時の保証人、高額な家賃の支払い、病気の不安などの問題を抱えている人たちが多い様子が生活実態の中で伺えます。また市の住環境の現状は、民間借家の高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は約17%と大変低く、住宅の老朽化が進んでおります。

現在、高齢者社会に向けた民間住宅の供給の対応で、国や東京都も高齢者の居住の安定確保に関する法律ができ、それに基づきまして住宅をお探しの高齢者などの方に賃貸住宅の情報などを提供する制度を開始しています。

今回策定した福生市住宅マスタープランの中に、環境に配慮した住まいとまちの創造の個別対策として民間住宅の入居支援を掲げておりますので、保証会社の紹介も含め、あっせんシステムの構築も検討していきたいと思っております。

次に、4点目の高齢者向け住宅についてですが、第3期福生市地域福祉計画の高齢者向け住宅の運営・整備事業に基づき準備を行ってまいりましたが、現行福祉計画での高齢者向け住宅の建設目標戸数は128戸でありまして、シルバーピア北田園の完成をもち計画を達成しました。なお、現行計画については平成22年度の見直しを予定しておりますが、その際に高齢者向け住宅の運営、整備についても検討していき

いと考えております。

また、空き家募集の状況ですが、通常居住者がさまざまな理由により高齢者住宅から退去されることを想定して、原則2年に1回募集を行っております。今年10月のシルバーピア住宅の入居者募集では、1人用居室5室に対しまして24人の応募、2人用居室3室に対しまして10組の方の応募があったようでございます。応募者多数、公開抽選の方法で当選者を決定し、その他の応募者の方には登録をしていただきまして、今後退去者が発生した場合に登録上の上位から順次入居していただくことになっております。

次に、防災行政無線の関係でございまして、緊急地震速報ですが、現在テレビで運用されている緊急地震速報は最大震度5弱以上と推定した地震の際に、震度4以上の地域の名前を強い揺れがくる前にお知らせするという形です。震源近くで地震初期微動であるP波をキャッチし、位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算し、主要動であるS波が届く数秒から数十秒前に、素早く知らせるというシステムということです。

市としては、気象庁から配布されているパンフレットを活用して、自主防災研修等で啓発をし、ホームページや市広報に掲載をいたしたところでございます。現在のところテレビ、ラジオなどの放送でしか緊急地震速報を知ることができませんが、防災無線の関係のお話でございまして、デジタル化に伴いまして新システムの緊急地震速報を流すことについても研究をしていきたいと、こんなふうに思いますが、ただ、この地震の関係については基本的には広域的に処理をした方がいいのではないかというような思いもございまして、国や東京都等の動向も見ながら研究を進めることにしていきたい、こんなふうに思っております。

次に、2点目の多摩川洪水ハザードマップの活用についてですが、3万5000部作成をしまして、市内の全戸に配布をいたしました。このマップについては、自主防災研修やふっさ防災展などにおいて啓発を行っているところでございます。願わくば読んでいただいたり、あるいはホームページを見ていただいて、時々御利用いただけるというときに役に立つのではないかと、そんなふうには願っております。

次に、3点目の洪水対策についてですが、この前の台風9号による南公園のことで御心配をいただきました。いずれにしましても、予想以上でございまして、下(しも)の川まで川の水が流れ込むような形になったわけでございます。多摩川は落差がありまして流れも早いので、下(しも)の川の水も一緒に引っ張っていくということで、逆流するという心配はないという話でございまして、これは東京都水道局が国の補助金をもらいまして永田橋のところは今雨水幹線という形で雨水を流しておりますが、実はあそこも先日見たのですけれども、やはり水の、雨水幹線の出口よりもはるかに上に水位は上がっておりますけれども、それによって逆流するというわけではなくて、多摩川の本流の流れが早いものですから、かえって下水の方の水を引っ張ってってしまうと、こういうような構造になっているというふうに東京都水道局の方からは聞いているところでございます。ということで、心配ないのではないかというふうに思いますが、いずれにしましても、これらについても確認をしながら、今後も研

究しながら御心配のないようにしていきたいというふうに思います。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

以上で、小野沢議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

恐縮でございます。訂正をさせていただきます。しもの川といつもの口癖が出てしまったようで、したの川でございますので、よろしく願いを申し上げます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 小野沢議員さんの御質問に対して答弁を申し上げさせていただきます。

教育行政についての1点目、台風9号による体育施設への影響についてでございます。台風9号によります多摩川中央公園と南公園が冠水をいたしたわけでございますが、このことにより多摩川中央公園グラウンドと南公園グラウンド及びテニスコートに土砂等が堆積をいたしまして、防球フェンス等も損壊をし、それぞれ使用不能の状況となりました。

教育委員会といたしましては、まず利用者の皆様へこのことをお知らせをし、他の施設への振り替えや使用料の還付の対応をいたしたところでございます。一方、庁内におきましては被害状況の詳細を把握をいたしまして、緊急の対策会議を開催し、対応策の検討をいたしております。

その中で、多摩川中央公園につきましては、被害の状況の程度から早期復旧をすることといたしまして、利用者や市民のボランティアの方にも御協力をいただき、約8割程度の復旧をみております。今後は予備費からの流用により年内には完全復旧を予定をいたしております。

また、南公園につきましては甚大な被害を受けており、国と東京都へ被害復旧のための国庫負担の申請をしており、年内の復旧は困難で、平成20年4月に一部開園できるような計画をもちまして都市建設部と協議をいたしております。

また、市民利用者へは御不便をおかけすることになるわけございまして、利用団体には御理解をいただきながら、現状の施設とあわせまして、例年12月からは冬季閉場となる福生野球場を今年度に限り臨時に開場するなどいたして対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の福東グラウンド等の改修工事でございますが、今回の工事を行いますのは4面のグラウンド中、福東グラウンドと福東第一少年野球場、福東球技場の3面でございます。それぞれの施設に防球ネットの設置をし、安全対策の強化を図ることを主な目的としております。また防球ネットの設置以外の工事といたしましては内野の整備、スプリンクラーの設置、ダグアウトの設置などを計画をいたしております。

工期は、防衛補助金の交付決定がやや遅れてはおりますが、何とか12月に入札をいたしまして、年明け1月から3月末までの3カ月の工期で整備ができる予定でございます。工事に伴います閉鎖期間につきましては、先ほど申し上げました福生野球場の臨時開場等で対応を考えております。

また、御質問の一つ、工事に伴う周辺の交通対策につきましても、誘導員等の配置をいたして、工事中の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

続いて、3点目の福生野球場の今後の問題でございますが、平成25年度に東京都で行われます国民体育大会におきまして、福生市は青年女子ソフトボール競技の開催を希望しております。来年度、内定することになりますとソフトボール競技場として予定をしております福生野球場、市営競技場の改修等が必要になってまいります。その際には、御指摘のような多目的で通年利用ができる人工芝生化につきましても検討していく必要があるというふうに考えております。

次いで御質問の4点目、就学児の情報把握の件でございますが、そのうちの一つ、個別対応の必要が予想される児童についての情報収集につきましてですが、情報収集の方法といたしましては、関係機関とのネットワークを生かしながら四つの取り組みにより実施をいたしております。

まず、就学相談を担当いたしております教育相談員によります就学前機関への巡回訪問による情報収集でございます。実際の指導に携わっております幼稚園、保育園職員等から聞き取りをいたしまして、保護者の申し出に応じて就学相談につなげております。

次に、7月に市の広報誌に就学相談についての案内を掲載をすることとし、市内の幼稚園、保育園年長組に児童が在園をしている全保護者に対しまして就学相談の案内を配布し、保護者からの相談申し出を直接教育相談員が受け、情報収集をいたしております。

そして、病院等、就学前に児童が相談、訓練、治療を受けている医療機関の医師に就学相談を進めてもらいまして、教育相談員が保護者から直接に児童に対する情報を得る機会を設定をいたしております。

さらに、小学校ごとに行われます就学時健康診断の際に、保護者からの相談を就学相談につなげていくケースでございます。

就学相談の内容といたしましては、教育相談員によります保護者との面談、保護者の同意を得た上での児童の日常の様子を見取るための行動観察等を行っております。また保護者の求めに応じまして特別支援学校、特別支援学級の見学に教育相談員が同行いたしまして、見学先の担当者との意見交換等をいたしております。就学相談の期間は、長期の場合は児童が保育園、幼稚園の年中、年長に在園をする2年間にわたっており、児童一人一人に対する就学支援の適正を図っているところでございます。

次いで、就学児の情報把握についての2点目、就学支援シートの活用についてでございますが、東京都教育委員会では平成18年度「児童・生徒一人一人の適切な就学のために」と題します就学相談の手引き、すなわち特別支援教育時代の新たな就学相談システム構築のためのガイドラインを示しております。

この中で、平成17、18年度東京都心身障害児就学相談に関する調査研究の研究対象地域でございました狛江市、あきる野市、清瀬市並びに町田市で作成をいたしました就学支援シートをモデル様式として示した上で、具体的には就学支援シートの様式につきましてはその地域ごとの就学前の機関やネットワークの状況に応じて地域ごとに工夫することが重要であると、このようにしております。

当市教育委員会におきましては、先行して実施をしております自治体のモデル様式

を参考に就学支援シートを作成したところでございます。御案内のように、就学支援シートは就学をする学校が決定をいたしました後に、保護者の同意を得て作成をするものでございますので、保護者の方に受け入れやすいシートであることが重要なことであると考えております。

本市におきましても、御指摘のような就学相談の充実に向けまして、保護者への働きかけを考えているところでございます。児童一人一人の成長、発達の歩みを大切に、学校生活へのスムーズな移行を支援するための大切なシートであることを繰り返し説明や呼びかけをし、就学支援シートの積極的理解と活用に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、障害の気づき、発見から状態の受容に至るまでの保護者の方の心理過程は一様ではございません。教育委員会ではこうした保護者の方の心情に寄り添い、共感的理解に努め、暖かい人間関係の中で信頼関係を構築をしながら就学支援を行っております。

以上、小野沢議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（小野沢久君） それでは、再質問を数点させていただきたいと思います。

質問の順番でいきたいと思うのですが、主な施策はわかりました。随分かねてからお願いしていることが幾つも入ってまして、予算のときの賛成討論がここでもうできるようなことが幾つか載ってまして、ありがたい話だなと思っておりますけれども、やはり市長さんの思いを込めたと私は最初に言ったのですけれども、思いがある程度もっているのかなと思っておりますが、そういう面ではISOの関係にしても長年の懸案で、ようやく方向づけができました。それから病後児保育につきましても、随分市長さんには判断するまでには時間がかかりましたけれども、ここでうんと言ってしまったからやるしかないだろうけれども、企画へ行っていろいろ話をしたり、町田部長のところへ行ってネジまいたりいろいろありましたけれども、何とか実現する運びになりましたので、市のこういうことを一つ一つ実現していくことが住みよい福生づくりで、定住者の増加につながるわけですから、そういう面ではいいことだろうと思っております。

それで、こちら辺は質問はありませんけれども、財源の確保の関係で、先ほど未利用地の関係を言いました。なかなかそれにはそれなりの、今売るのがいいのか、その先にいつて売るべきものなのかいろいろあろうかと思うのですが、そこらは適時に判断していただくとして、公用地を住宅に貸しているところがありますね。これもやはりいろいろ貸すには経過があったと思うのですが、やはり貸しておくよりもできることならば売って、後の固定資産税をいただく方がはかるに行政としては成果が上がるのではないかと思いますので、それが一つ。

それから、駐車場の有料化についてもかねてから何度も言ってきておりますけれども、市民会館の駐車場、2億数千万円かけていまだに無料であって、市民会館を利用する方だけではなくていろいろな方が利用している状況、これもやはりそういう面では財政の確保から有料化すべきだと思うのですが、その辺の見解、それから職員の駐車場の関係も若干値上げを考えているような話もありますので、その辺についても簡単にお答えをいただきたいと思います。

それから、改善提案、これはどんどんやっていただくように、目標管理のときに面接をするわけですから、そういう中でそういうことをいえば、それなりの成果が出てくるのではないかと思いますので、その旨、成果が出るような形、廃止するという事ではないから、取り上げていくということの答弁だと思ったので、ぜひ前向きにやっていただきたいと思います。それは結構でございます。

それから、定年退職の関係、あるいはそれ以外のこともそうなのですが、やはり形に残していく、今までのノウハウを残していくということは大変大切なことだと思いますので、答弁では考えていくということの答弁だったと思うのですが、やはりそのんびりとやっている時ではないと思うのですが、どんな形でどういうふうにやっていくのか、少し具体的にその部分だけ、いつごろやるのかね。頼むよ、そこのところ。通告してないからね。やはり早めにやっていただきたいと思うので、積極的な取り組みが必要ではないかと思っておりますので、早急な取り組みをお願いします。ですからどんな形でやっていくのかをお願いします。

それから、基地の関係なのです。基地の関係は、結局国連軍後方司令部についても情報はなかったのですね。それでここで聞いておきたいのは、どうしても市長さんに聞いておきたいのは、たとえ4人の部隊であっても、相当そういう面で影響力のある部隊がくるわけですから、原則的に私は横田基地の増強には反対ですから、このことを、先ほどの答弁で市長さんは影響はないだろうという答弁だけれども、私は影響があると思うのです。ですから4人だからいいというものではないのではないかと思います。余り言うともう興奮するような問題ではないと言われてしまうと困るのですが、ぜひ市長さんの見解をここは聞かせていただきたいと思っております。

それから、再編関連の市町村の指定を受けて交付金が決まったのですが、この交付金の根拠をちょっと、ここで聞いてもわからないのだけれども、なまけている防衛省のことなので、なんで福生市が5100万円なのだとということなのです。横田基地の関係では確かに福生市が多いのですが、よそを見ると、例えば青森県の津軽市は3億7000万円とか、三沢が2億7000万円、桁違いに違うのだよね。我が市は横田基地に3分の1も土地を提供しているわけでしょう。昭島市なんかゼロで2500万円だよ。随分差があると思わない。昭島市は怒るかもしれないけれども、だからどこに根拠があってこうなってしまったのか、わからないと思うけれども、そこをちょっと聞いておきたいと思っておりますので、お願いします。

それで、使い道を聞きたいのだけれども、時間がないから使い道はまた別のときに、若干田村（昌）議員の質問にソフト部分だということで答弁があったので、それはまあいいや、いいとしましょう。別のときに聞くとして。

それと、それで副市長に質問だよ。今回のこの再編と後方支援分の移駐があったわけでしょう。情報がこなかったと、それで軍民共用化についても福生市には特別連絡がなかったわけだよ。それで市長は遺憾だと思って、遺憾だと思ったって、遺憾と申っただけでは向こうへ話は通じないわけだから、このことについて何らか手を打つ気があるのかどうか、打ったのかどうか、打ったのならいいけれども、例えば外務省に抗議したとか、あるいは防衛省に話したとかいうのがあったのならいいけれども、やってないとすればこれは副市長の仕事だと思うので、やるかどうかということだけお願いいたします。

それから、定住化対策につきまして、住宅の関係、定住化対策につきましては、これは担当を置くということだけけれども、小峯課長のところではないかと思うのだけれども、ここはでもそんなに簡単などころではないよね。全部を引っくるめてここなので、それこそプロジェクトチームがここへ出てこなくてはいけないのだけれども、その話を聞いていると時間がなくなってしまうから、またこれは後でやることにするけれども。

それから、市営住宅、保証人、随分前から田辺部長にはお話をしているのだけれどもなかなか、随分答えはうまい答えではないのだよね、これは。すごいいいかげんな答えだよ、これは。最後まで「いずれにしましても、安心して市営住宅に住んでいただけるように進めてまいります」と、進めてまいりますではなくてどうするのだよ。1都6県なんていうのはもう時代錯誤、だからそこをどうするかちゃんともう1回答えて、お願いします。

それから、追加で、きのうの新聞かな。日野市で暴力団関係の入居の規制条例を出すという話がありました。東京都が変えたということで、東京都のホームページを開けて住宅条例を見たのだけれども、どこを直したのかわからなかったのですが、このことについて何らかの対応策を考えられるかどうか、お願いいたします。

それから、高齢者住宅、その前にあったけれども、高齢者住宅は22年まで待てという答弁だから、これは22年まで待ってられないよ、本当に。何となく住宅行政には冷たいのではないかなという私は気がするのですよ。議員の中に貸家に住んでいるのは2人ぐらいのもので、みんな自分の持ち家であり心配ない人ばかりで、若干住宅行政にそういう面でこだわりを持っていますので、これからもどんどん取り上げていきますのでぜひ、きょうは時間の都合でこの程度にしておきますけれども、これから高齢者住宅はどうしたって、最終的には私も入りたいと思っていますので、ねらっていますからね、ぜひいろいろつくっていただきたいと思います。

防災の関係、市長さんね、広域行政で例の広報無線を使ってやるということなのだけれども、そんなことをしているといつになるかわかりはしないよ。金のある団体と金のない団体と一緒にやったらうまくいくわけではないから、これは独自でぜひやっていただきたい。ですから何とか導入する方法を考えもらいたい。

確かにね、本来はこれは先ほどもう入っていますという答えがあれば、では学校どうするのだとか公共施設どうするのだという質問をしようと思ったのだけれども、入っていないから、そこまでいかないうちに終わってしまっ、入り口で終わってしまう

よ。何とかだから導入をしていただきたいと思うけれども、再度、副市長でもいいけれども、田辺部長が返事するとこれは、防災、ぜひ副市長だよ。やるとか、前向きにするとか、導入するとか答えてくださいよ。お願いします。

それから、ハザードマップと洪水対策、ハザードマップは防災訓練で使うというから、言っていたから質問したのに使っていないじゃないかよ。担当が変わったから知らないという話はない話だよ。ぜひ有効的にこれは活用してもらうために、もう1回使い方をこれから、何かに使えると思う。ぜひやると言っているから聞いているのだから、それでやってないのだから、何とかしてよ、やり方を、お願いいたします。

それから、下(しも)の川、逆流しないと――下(しも)の川だ。下(しも)の川と言って市長はわざわざ訂正したけれども、これはどこかで統一してよ。これは下(しも)川と、ずっと下(しも)の川だった。たまたま下(した)の川せせらぎ遊歩道公園の名前を募集したときに下(した)の川ときたから下(した)の川、募集が3件か4件あっただけでなってしまった。あのとき川の名前を変えたのではないのだ、これは誤解してもらっては困るのだけれども、川の名前を変えたと思っている。あっそうだ、それで副市長さんはあの辺にずっと昔から住んでいるのだから、副市長が子どものころは下(した)の川か下(しも)の川かどっちだったの。それでこれはどっちかに統一してよ。川は下(しも)の川で公園は下(した)の川なのか、これはどこがやってくれる。質問に通告はないけれども、通告外の質問だからまずいかな。まずい。でも市長は訂正したからよ。付録でちょっとだれか結論出してくれる。別にこだわっているわけではないだよ。ただ私はそういう理解をしているだけのことなの。大したことではないんだよ。大したことではないけれども、直すから言いたくなってしまうんだよ。どこかで答えてください。どこが答えるか。

それから、教育行政の中で、社会体育施設はそういうことで、本当はここでグラウンドの復旧をもう1回聞こうと思ったけれども、もうこれは先ほど、きのうか、乙津議員さんがよく聞いていますので、それに代えていいことにして、学校の関係ね。就学時の情報把握なのだけれども、非常にシビアなところで、先ほどの答弁では随分細かくやっているような感じがしました。ですからそれなりに配慮はされていると思います。

ですから、そこで東京都のシートがどうもあまり評判がよくなくて、あまりどこも使っていないようなものだったものですから、それがきっかけで質問したのですが、福生市独自のシートをつくったということですから、その辺の違いをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、来年の学校の1年生のクラス編成なのですが現実どうなっているかと、なぜこんなことを聞くかという、80人だから、80人と40人40人で2クラス、81人と29人とか27人ぐらいで3クラスになるわけでしょう。この差はすごい大きいですよ――と思うのだよ。だからその辺の状況を含めて、3回目の質問は時間がなくなってしまうから、ついでにこのクラス編成がどうなってくるかと、低学年にそういった、例えば25人とかにならなかった、40人に近いところを担任を2人置くとかということができないのかということであわせて質問しておきたいと思

うのです。

以上でございますので、簡単に、なるべく短めに御答弁をお願いいたします。

○市長（野澤久人君） 国連軍の関係でございます。私が申し上げたのは、確かに入ってくるということ、そのものについては基本的な考え方からいけば大きいということになります。航空総隊等が入ってくるのに比べると市民生活への影響は少ないのではないかと、こういうことでございまして、いずれにしても、国防の問題、総体で言いますと、日本という国は国連中心主義みたいな形でいけばいろいろな問題、国防の問題もそうですし、外国にかかわる問題もそうですが、それもそんなところが日本としては全体として考えられるわけですから、米軍対国連軍という、そういう範疇だけで考えれば、どちらかといえば国連軍の方がいいのかなという感じもいたしますが、そんなことを意味しているというレベルで、よろしく申し上げます。

○副市長（高橋保雄君） それでは、横田基地の情報の関係でございますが、その都度電話連絡をさせていただいているところでございまして、最初に新聞報道がございまして、すぐに防衛省の方に連絡しますと、これはうちの方ではないと、外務省だというようなことで、また外務省の方に連絡しますと、これは外交交流ということのうちの方とは直接話ができないとかというような話がほとんどでございまして、今後ともそういったことの情報を早く提供するように、これからも粘り強く要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、未利用地の関係でございますけれども、未利用地検討委員会報告書では、代替用地として取得されたものの、その目的がはっきりせず空き地となっている土地や、御指摘がございました住宅用地への貸し付け、あるいは駐車場用地として民間等へ貸し付けている未利用地については、貸付先等への売却を含めて検討することと、そんなふうにしております。

現在、未利用地の売却につきましては、具体的な検討には至っておりませんが、報告書の重要性は十分に認識をいたしておりまして、この報告書の提言を具体的に推進できる部署等につきまして早急に検討、決定をいたしまして、未利用地等の有効活用に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

次に、駐車場の関係でございますけれども、市民会館駐車場につきましては指定管理者制度導入に当たっての検討事項というようなことで、今検討をしておりまして、そんな認識をいたしております。またその他の施設の駐車場につきましても、有料化等につきまして検討課題と考えておりまして、早急に検討をしていくというような、そんな位置付けをいたしております。

未利用地で貸し付けをしているところの対応でございますけれども、この貸付先の売却でございますけれども、売却を含めて検討していくというようなことで、今後担当部署をはっきり決めまして対応してまいりたいと、そのように考えております。

それと、続きまして再編交付金の算出の根拠、あるいは算定方法でございますけれども、この再編交付金につきましては再編に伴う負担の増加と減少を点数付けをして、加点と減点の合計で市町村ごとの負担金の点数を計算する、こんな方法をとっております。ただいま申しました負担の点数の項目をいたしましては、まず面積点数がござ

いますが、この面積点数は面積がふえる場合、拡張の場合該当いたしますが、横田基地の場合は面積の増加はございませんので、この点数はゼロでございます。次に施設整備点数がございしますが、この点数は部隊、または機関の編成、配置の変更のための工作物の整備がある場合、この項目に該当いたしますが、横田基地の場合航空総隊司令部の庁舎の建設等がございしますことから、この項目では0.5点となっております。次に部隊等の人員の変動に応じた加点がございまして、1000人未満の場合、横田の場合600人とも言われておりますので、1000人未満の場合0.5点でございます。また訓練の点数がございまして、この点数は航空機や艦船の機数が多くなるところに多くの加点があるようございまして、横田につきましては当然航空機の増強等はございませんので、この部分は0点でございます。さらに複数の市町村にまたがる場合は加点がございまして、横田の場合5市1町というようなことでまたがっておりますので、この加点は1点となりまして、先ほど横田の場合施設整備点数が0.5と、それと部隊等の人員で0.5と、それとまたがる部分の1.0を加えますと合計2点となるというような、そんなことございします。またこのほかに市町村按分点数がございまして、基礎点として提供面積が福生市の場合1000ヘクタール未満というような、そんなところに該当いたしますので、このほかに内容は、この場合は1点となっております。このほかに内容は示されておられません、調整点がございします。このように先ほど言いました航空機の増強ですとか、艦船の機数がふえるところ、そういったところに加点の点数が多く配点をされているような、そんな状況がございします。

このように点数性によりまして市町村ごとの負担の点数を計算するというような、そんな方法をとっております。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えします。

職員の駐車場でございしますが、来年度から、今まで1カ月3000円でございますが、これを最高4000円、日数によって週1回でも1000円いただくということで、1000円、2000円、3000円、4000円という形で4段階に分けて徴収をさせていただきたいと考えております。

それと、退職者の再任用でございしますが、18年度までは現業職、学校事務を除きまして部長職の方しかお残りいただかなかったのですが、19年度から課長職の方がお残りいただいておりますし、来年度からについては係長、一般の事務職員の方も再任用という形で雇用していきたいと考えております。人件費で考えますと、1人分が再雇用の人件費で考えますと3人程度になるということで、それで人員を1人減らすことによって2人採用できるのではないかという、そういうような職場を考えることによって再任用をふやしていきたいと考えております。

それと、住宅の保証人の関係でございしますが、まことに申しわけございません。これは福生市の場合、関東、山梨県に住んでおられる方が保証人という形で指定しているわけですが、東京都は国内の者ならば認定をしておりますので、東京都と同じような形で来年度、基礎改正をすればこれに対応できるということでございしますので、そう検討してまいりたいと思います。

それと、暴力団の関係でございますが、これは町田市が今対応しているところなのですが、今26市の課長会で統一的な対応についての研究会をしておりますので、その研究会の方針を待って統一的に対応してまいりたいと考えております。

それと、地震の速報の関係でございますが、Jアラートを介してやる場合については700万円ほど費用がかかるわけございまして、これは本来国や都が負担すべきものという考え方もありまして、もし国や都ができないので市がやるということであれば、それは当然補助金を出す必要があるのだということで、それをもう少し要請なりしていきたいと考えております。

それと、田園地区の、たびたびおしかりを受けておりますハザードマップの活用でございますが、今年度はちょっとできなかったのですけれども、来年度につきましては防災訓練の中でハザードマップを利用した訓練を考えていきたいと思っております。それとちょっと紹介させていただきますと、田園地区の町会でハザードマップを利用した防災訓練を行っておりますので、それだけ紹介させていただきます。

○教育委員会参事（川越孝洋君） それでは、申しわけございません。早口で申し上げます。

御指摘でございました就学支援シートでございますが、本市で作成したものにつきましては、保護者の負担をできるだけ考慮いたしまして、都が示しておりますチェックリストの型に改良を加えたものでございまして、個別の詳細の実情等が保護者の方から記述できるような内容のものとなっております。

それから、次年度予想されます各小学校の新1年生の児童数でございますが、11月29日現在、福生第一小学校では88名、3学級、第二小学校では80人、2学級、第三小学校では91人、3学級、第四小学校では53人、2学級、第五小学校では50人、2学級、第六小学校では70人、2学級、第七小学校では58人、2学級となっております。

御案内のように、教職員の配置基準につきましては法律等で規制をされておまして、東京都はこうしたことを背景にいたしまして、子どもたちを何とかさまざまな学習効果を高めていきたいということから加配制度を設けておまして、本年度15名の加配教員を本市においても受けております。

次年度におきましても同じように人員の申請をしているところでございます。本市といたしましてはさらに個別指導の充実にあたるための学習指導員ですとか適用指導員、特別支援学級の指導員等に充実をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○20番（小野沢久君） 時間がまいりましたのでこれで終わりますけれども、ぜひ学校の方、低学年のスタートの時期、大変重要な時期でございますので、複数の先生がいれば安心ができるのではないかと思いますので、御要望させていただいて終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、6番原田剛君。

（6番 原田剛君質問席着席）

○6番(原田剛君) それでは、御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は高齢者福祉について、ドクターヘリについて、農業についての3項目についてお聞きしたいと思います。

1項目目、高齢者福祉について3点質問します。

1点目として、介護支援事業者の駐車についてですが、訪問介護事業者のヘルパーさんが訪問介護する場合に、基本的には自転車で訪問するようになっていますが、中には訪問する場所が遠い場合には車を使用します。この際、利用者のどこに訪問し、何曜日の何時から何時までだれが訪問するか、また車検証、免許証の写しを添付し、申請して警察署で駐車許可証を取っています。そして許可証を携帯し、訪問する御自宅の許可を受けた場所に駐車し、身体介護、生活援助を行っていますが、利用者さんの都合で許可を取った曜日、時間帯以外に駐車した場合には放置駐車違反、以下、駐車違反といいますが、交通違反の点数が引かれ、普通車は反則金1万5000円になります。

そして、介護支援事業者のケアマネジャーさんについては、利用者さんの状況確認、そして次のプランをつくるため利用者宅を訪問します。この場合も利用者さんの都合に合わせて訪問し、日にち、時間が指定できない、確定できないため駐車許可証は発行されません。つまり訪問するお宅の前に駐車したりすると、駐車禁止場所では駐車違反となり、反則切符を切られることになります。また介護福祉用品の介護用品事業者においても利用者さんの介護用品の配達や修理、メンテナンスのため利用者宅を訪問する場合でもケアマネジャーさんと同様になります。

確かに道路交通法上、これに違反することはよいとは言えません。駐車することで交通妨害となり、渋滞を引き起こしたり、事故を起こしたら大変なことになります。しかし、市内に在住する高齢者のため一生懸命働いてくださる介護支援事業者のケアマネジャーさん、ヘルパーさん、介護用品事業者の駐車に対して市の方として緩和できる処置はないのでしょうか。

次に、2点目としてヘルパーの人員と今後の対応について、コムスン問題を契機として、介護労働者の低賃金を要因とした深刻な人材不足が明らかになっています。厚生労働省は2014年には140から160万人の介護職が必要になるという見解を発表していて、現在介護労働を行っているのは100万人、つまり今よりも40万人以上の介護職が必要になるという計算になります。

ところが、全国的に介護サービス業界はどこも人が足りない、募集しても集まらないという声があり、全国の介護事業所を対象に行ったアンケート調査でも人手不足を実感しているというところは9割に達しています。介護現場の人材不足は全く解消されていません。

この最大の原因は離職率の高さで、介護の仕事につく社員の35.2%は1年以内に離職し、79.2%は3年以内に離職している状況があります。この数字は他の産業に比べても極めて高い数字です。現在、特別養護老人ホームを初めとする介護保健施設は介護の現場を離れていく職員がふえ、介護を志す学生なども著しく減少し、経

営の危機に瀕しているところもあります。このことは賃金抑制や仕事の厳しさというしわ寄せの結果であり、また介護保険制度そのものが抱える問題でもあります。

この中で、やはり辞めていく原因の一番は賃金の低さ、具体的には介護職員の給与水準、これは2005年ですが、男性の福祉施設介護員が年収315万円、女性のホームヘルパーは262万円となっております。今後結婚をし、将来のことを考えたら、このまま介護の世界で働くべきかどうか悩んでいる人は決して少なくありません。

また、訪問介護の場合、一度に働ける時間が短く、次の利用者さんまでの移動時間も必要です。それなりの介護報酬を得ようと思うと、たくさんの利用者さんを1日じゅう駆け回る必要があります。またそれに反し、利用者さんの生活がかかっているため休むことも難しい、拘束はされるが働く時間は少ないというわけです。1日1件のみ、働くのが1日1時間だけということも珍しくないそうです。これでは収入は安定しません。

最近、日の出のイオンモールが開店し、まとまった時間が働けるのであれば時給のよいお店もあります。今後ヘルパーさんは1週間で働ける曜日、また1日の時間で働く時間に制約がある人でないとなり手がなくなるのではないかと懸念されます。また施設においてもベテランの福祉施設介護員が定年で辞めても次に介護員さんが確保できない等の問題があるというように聞いています。

訪問介護をやっている介護支援事業者や、介護施設において利用者の状況と、それに対するヘルパーさんの人員状況についてお聞きしたいと思います。

また、今後ヘルパーさん、介護員さんが確保できない場合は介護事業を続けられず、辞めてしまう事業者も出るのではないかとと思いますが、今後の対応についてはいかがでしょうか。

次に3点目、介護予防についてですが、市民厚生委員会で福島県の喜多方市と会津美里町に視察にまいりました。福島県の喜多方市は人口5万4850人の市で、蔵とラーメンのまちで知られ、年間の観光客も170万人います。65歳以上の高齢者は30.4%、ここでは全国初となる太極拳のまちを宣言し、健康、福祉、教育、交流を基本構想として地域振興を目指し、本格的なまちづくりをスタートさせております。当市では現在、1200人を超える方が太極拳に親しんでいて、太極拳の朝練習、定期講座から市役所、消防署などでも、また小・中学生も太極拳に親しんでいます。

会津美里町は人口約2万5000人のまちで、65歳以上の高齢者は30%を超えます。医療費が増加し続けるなどの状況から、介護予防として筑波大学と、財団法人の体力づくり指導協会の協力で運動教室を開始しました。福祉施設の広場にまちが設置した16種類の遊具、その中でも無理せず取り組みやすい4種類の遊具を使用して運動教室を行っています。

ここでは体力測定を筑波大学にお願いし、教室開始時、当時平均暦年齢———実際の年齢ですね。これが68歳、それで3年6カ月後の調査で運動教室参加者群は、日常生活に使う筋肉や柔軟性を総合評価した生活体力面年齢、これが66.2歳、実際の年齢は71.5歳までとなっておりますが、開始時より、暦年齢よりさらに上がっていたという状況が報告されております。

運動を習慣化することがねらいであり、5年間の医療費の動向により検証しています。60歳以上の159名を対象に体力測定参加者、診療報酬明細書、レセプトですね。開示に同意できた方88名を調査し、また運動習慣群62名、非運動群——運動してないグループが26名で、その5年間の結果を請求点、通院回数等により検証しております。その中で非運動者はスタート時点より請求点、通院回数は増加していますが、運動されているこの62名に関しては5年経っても減少傾向にあるという結果が出ております。まち全体としては医療費が減っていないが、長期的にわたる運動の実践継続で、2年から4年後の医療費を減少させる可能性があるという見ているということでした。

福生市としては、介護予防のため運動指導はどのように行われているのでしょうか。また引きこもり、独居老人に対する介護予防の指導はどのように行われているのでしょうか。

次に、2項目目のドクターヘリについてですが、1点目、東京都の考え方と今後の取り組みということで、6月に1回目質問しましたドクターヘリですが、今回10月12日に、昨日、堀議員も言いましたが、酒々井町のデマンド型タクシーと、これと同時に千葉県日本医科大学千葉北総病院にドクターヘリの視察に会派でまいりました。

北総病院は千葉県のドクターヘリの基地病院として平成13年10月から事業を開始して、年間700回の出動をし、多い日は1日4回以上出動することもあるそうです。病院の救急処置室のすぐそばにヘリポートがあり、いつでも飛行できる状態でスタンバイしています。ドクターヘリの要請がきたら医師と看護師がヘリコプターに同乗し、時速200キロで飛行、いち早く救急現場に救急専門員を送り込みます。

今回、ドクターヘリの原医局長に案内していただき、いろいろと話をお伺いすることができました。その中で一番の利点は医療行為ができる医師、その医師を救急現場にいち早く送り込むことができ、直ちに処置を開始し、優れた効果を発揮しているということでした。傷病者が多いときなどは救急現場でどこに搬送すればよいか的確に判断でき、この人はドクターヘリで搬送、この人は近くの救急病院へ救急車で搬送、この人は軽傷等の判断ができること、また専門的な処置が必要な患者さんはこの専門病院へというように判断ができるので、救急車で搬送していったところ、うちの病院では難しいとってたら一回しにされることがない。そして何よりも救急現場に医師が来るだけでも傷病者は安心しますと言われていました。傷病者が多い場合には医師がもう1人乗って、医師2名、看護師1名で行くこともあるそうです。

東京都の周りではドクターヘリを千葉県が実施し、神奈川県が実施し、以前は消防防災と兼用のドクターヘリだった埼玉県でも、10月から埼玉医科大学総合医療センターでの専用ドクターヘリがスタートしました。

市民の命を守るドクターヘリについて、東京都の考え方、動向、どのように取り組んでいくかをお聞かせください。

次に2点目、ヘリポート・着陸ポイントについて、離着陸するためのヘリポートをどうするかという問題ですが、前回の質問の中で福生市では多摩川中央公園の元気広

場が東京消防庁からの指定されている離着陸場所と言われていました。千葉県では学校、公園、駐車場、陸上競技場など約800箇所の着陸ポイントを選定しているそうです。

千葉県では小・中学校の校庭などを使用する場合には、さきに消防署の車が急行し、離着陸場所を確保して安全にドクターヘリが離着陸しているそうです。当初小・中学校では児童・生徒の安全のため使用しないでほしいと言われるのではないかと懸念していたそうですが、逆に救命救急のための救急処置をして離陸する現場を見ることで命の尊さを知り、教育の一環にもなり、とても協力的ですと言われていました。

今後、ドクターヘリの離着陸ポイントについて、また選定についてどうお考えでしょうか。

次に、3項目目の農業についてですが、1点目、農業の課題と今後の取り組みについて、日本の農業は担い手の減少や高齢化が進み、さらに輸入農作物の増加による価格の低迷、これは農業者の生産意欲を減退させています。こうした中、食料自給率は40%にまで減少し、危機的な状況におちいるとともに、遊休農地の増加、国土保全や環境保全の面からも危惧されている状況となっています。

東京においても高度経済成長期における急激な都市化により農業の担い手が減少し、さらに都市部特有の問題として相続税などの税負担が農地の維持保全を困難なものにしている状況があります。

そして、農業の持つ多くの役割としては、質のよい農作物を安定的に供給するという本来の機能に加えて生産資源、生態系等自然環境の維持、保存、緑の保護やヒートアイランド防止等のアメニティ維持、さらに食生活等伝統文化の継承などさまざまな多面的機能を持っています。今、農業者、関係団体、行政、そして市民が一体となって農業を取り巻くさまざまな課題を克服し、魅力ある産業として振興していくことが求められています。

ことしも農業イベントが行われました。参加者は一緒に歩いて畑へ行き、丹精込めてつくられた大根や人参、キャベツなどを参加者がみずから収穫しました。そして市民会館の調理室へ行き、収穫したものを調理して一緒に食事をとったそうです。土に親しみ、自然に親しみ、自分が収穫した大根などはお土産で持ち帰ることができ、家でもその日に習った調理を夕食に出して家族から喜ばれたとの大変好評なことをお聞きしました。農業従事者と市民の触れ合いの場としてすばらしい企画だと思っています。

今回、農業従事者の方から福生の農業についてお話がありました。福生の土壌はこの近隣他市に比べてとても肥沃でいい作物がとれる。しかし、農業の担い手が高齢化してきて跡継ぎがない。そういった課題にも直面しているとお話を伺ったそうです。参加者の方からこの市内にもたくさんの農地があるし、そのまま跡継ぎがなくなって、造成されてマンション、家などが建つようなことになったらもったいないとの御意見を伺いました。

そこで質問ですが、高齢化、跡継ぎの問題で農業の課題と今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

そして、都市に立地する農業は生産面での厳しさがあるものの流通コストが安価であり、都民ニーズを直接把握でき、都市の情報をいち早くつかめるなど多くのメリットもあります。福生市の農業についても肥沃な農地と高い技術力、旺盛な営農意欲などに支えられそれぞれ特色を生かしながら生産活動を行っています。

そこで、JA西多摩の福生支店においても農産物の直売を行っていて好評ですが、その状況についてお聞きしたいと思います。

2点目として、家庭菜園と体験農園についてですが、家庭菜園、市民農園とも言われますが、この家庭菜園で開設者である区市町村や農業協同組合が農家から農地を借り受け、大体10から15平米程度の小区画に区切り、在住の市民に利用してもらう農園です。利用者は自分で何をつくるかを考え、比較的自由に農作物を栽培することができます。利用者は思い思いの農作物を栽培し、喜ばれています。

市民がみずから畑を所有し、農栽培に親しむことは難しいため、家庭菜園に対する要望は根強いものがあります。家庭菜園は抽選で利用者を決めています。団塊の世代の人たちの大量定年の影響もあってか、もっとふやしてほしいとの要望もありますが、家庭菜園をふやせないものかお聞きしたいと思います。

また、体験農園ですが、これは市民農園とともにいろいろな議員さんからも出ておりますが、高齢化とも関係して農業の担い手の高齢化に伴い体験農園にするところもあるようです。

体験農園は農家みずからが開設し、一般の市民に利用してもらう農園です。利用者は家庭菜園のほぼ倍ぐらいの30平米程度の区画内で、農園主のきめ細かい指導のもとで農業体験を行うものです。このため素人でもお店に並んでいるような野菜をつくるすることができます。その区画は複数年の継続利用が可能など、また一部には在住市民でない人も利用できる、このような区画もあります。

そして、同じ時期に同じ農作物を栽培するため収穫時期も同じぐらいになるということで、利用者同士が仲良くなり、収穫時期には調理場で調理して、とれたての野菜などを楽しむことができます。体験農園の中にはちょっとしたバーベキューができる場所を設置しているところもあり、とれたての野菜でバーベキューをしますます親睦が深まっているそうです。この高齢化対策としても体験農園を進めることについてはいかがでしょうか。

以上、1回目の質問です。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 原田議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者福祉についての1点目、介護事業者の駐車対策についてですが、御承知のとおり平成18年6月の道路交通法の改正で交通安全の推進や渋滞緩和等の観点から大幅な改正が行われたところがございます。このことから、介護事業者のみならず公道等の駐車につきましては大変厳しく規制がされてきました。

現在、介護保険関連の業務では、認定調査のための車両や訪問介護サービス事業者等の車両については警察署長の駐車許可対象とのこととございます。しかしながら、介護支援事業者の車両はその対象となっておらず、駐車許可が認められていないとの

ことで、東京都への駐車許可の取り扱い要望書提出の動きがあるようでございます。ただ、現実には駐車許可証が発行されましても、事案ごとの限定的許可で、手続きも煩雑であるようでございます。いずれにしろ、当面は介護事業者の業務の工夫などにより対処していかなければならないことになってしまいますが、今後、福生市介護保険事業者連絡会などでも話を伺いながら、できることがあるかどうか考えてまいります。

次に、2点目のヘルパーの人員と利用者の状況、今後の対応についてですが、昨今の状況では介護報酬の引き下げや介護労働を取り巻く環境等により、ヘルパーを初めとして人材不足問題の指摘があるようでございます。施設関係の介護職員の募集に際しても、場合によりましては人材の確保が十分できないこともあるようでございます。施設の介護職員の配置基準などは東京都の所管業務となっており、市としてのかかわり方は限定的なものになります。

なお、在宅の方のヘルパーの利用状況では、人材不足により利用の制約がされているというような情報は把握しておりませんが、今後、注意深く見守っていきたいと思います。

次に、3点目の介護予防は平成18年度の介護保険法の改正により介護保険制度の中に導入された考え方です。市の施策の中でも重点施策の一つと位置付けまして、福生市高齢者介護予防事業実施要綱に基づき特定高齢者、いわゆる要介護、要支援になるおそれの高い高齢者を対象に、平成18年度から取り組みを行っており、一つは運動の指導面で筋力向上トレーニング事業、また介護予防指導面では口腔、口の中という意味ですが――機能向上指導事業、あるいは低栄養改善指導事業の3事業を介護保険特別会計の中の地域支援事業で行ってきております。また平成19年度からは広報に掲載をし、参加の申し込みをいただきまして、福祉センターで実施をしているところでございます。徐々に参加者の増加があり、事業への理解も進んでいるものと考えております。今後利用者の声なども参考にしながら、新たな介護予防事業の展開が可能かどうかも見極めてまいりたいと考えとおります。

また、引きこもりや独居老人に対する指導ということですが、担当部署だけでは対処できる問題ではございませんので、地域包括支援センター、地域の民生委員さん、老人クラブの皆さん、あるいは在宅介護支援センターなどさまざまにかかわっていただきまして、地道に介護予防の重要性を理解していただきたいと、そんなふう考えております。

次に、ドクターヘリについての1点目、東京都の考え方と今後の取り組みについてですが、ドクターヘリは医師と看護師を乗せて、重篤な患者に救命救急の対応措置をしながら目的の病院まで搬送するもので、国民の安全、安心な医療体制の確立という意味では、その必要性が非常に高いものというふうに言われております。

東京都におきましては従来、島しょ地域や多摩の山間地域を対象に、東京消防庁のヘリコプターによりまして、医師を搭乗させた救車患者の搬送を都立広尾病院で行っておりましたが、この制度を拡充し、東京型ドクターヘリとして、屋上ヘリポートを有する病院等と患者の受け入れや医師の搭乗に関する協定を締結いたしまして、先月、

1 1月27日より実施されているとのこととです。

東京型といいますのは、このような救急医療用のヘリコプターが東京都の隣接県では民間病院等の施設で配備されるのに対しまして、都では東京消防庁の大型ヘリを配備し、約400キロの飛行、また夜間飛行ができるということでございます。都におきましては今後、ヘリポートに近接する病院、あるいはこの大型ヘリが直接に離着陸できる病院との協定を進めていくということでございます。

2点目のヘリポート・着陸ポイントについてですが、ヘリポートの設置、あるいは緊急時の着陸ポイントにつきましては、このヘリポートに関します御質問をいただいた6月議会後の同日27日に公布されました救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第7条に、市町村等は救急医療用ヘリコプターの着陸場所に関して必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めるものとするという定めがされております。

現在のところ、福生市には、東京都からということになろうと思っておりますけれども、具体的な離着陸場所としての協力要請はございませんが、協力要請を受けました際には具体的に対応してまいります。

一般論といたしましては、福生市のような密集市街地化している高層の建物も多くあるようなところにつきましては、ヘリポートを設置するとしても、あるいは着陸ポイントを設定するとしても、その緊急性の状況、ヘリの飛行、着陸地点の安全などさまざまな観点から選定していくことが肝要ではないかと思っております。

このドクターヘリの取り組みにつきましては、各自治体におきましても同様の認識、見地にあると思われまので、国や都、周辺市町村の見解なども参考にしながら、具体的な対応を、求められた場合にしていくということになります。

次に、農業についての1点目、農業の課題と今後の取り組みということでございますが、都市農業を取り巻く問題というのはいろいろな形で言われております。いずれにしても、生産緑地制度、あるいは納税猶予制度など国の農業政策に大変大きく関係しております。特に都市においてはそういった意味では大変難しい状況がございます。農業従事者にとりましても、都市化による営農環境の悪化だか、生産緑地と相続税納税猶予特例の将来に対する危機感といったようなものも持っておられるようでございますし、御指摘の後継者に対する問題というのは全国の多くの農家が共通に抱えている問題であるといえます。

福生市の農業の現状といたしましては、御存じのように急速な都市化の結果、平成19年1月現在の農家戸数は66戸でございまして、103名の方が農業に従事をされております。そのうち65歳以上の方が63名ということで、半数以上は65歳以上ということになっておられます。

また、福生市を含め西多摩地域でも農業者の高齢化の進行によりまして後継者問題は差し迫った課題となっておりますが、いずれにしても、今後の生産力の確保、消費者ニーズに的確にこたえていくためには意欲ある担い手の確保が重要な課題ということになってまいります。

市では、西多摩農業改良普及センターで行っている新たな担い手の確保、育成のた

めのセミナーの開催などを市の広報や、昨年から発行しております農業委員会だよりや、農業委員を通じ農家への参加の呼びかけを行っております。新たな農業従事者の確保に努めているところでございます。

また、農産物の直売ですが、市内農産物は農家の庭先を利用した販売やガレージセール、産業祭、農産物共進会などでも農産物の直売がなされていますが、最も多くの農産物が販売されているのはJAにしたま福生支店の直売所でございます。ことし4月に福生支店が改装されまして、直売所が新たにオープンし、土日祝日を除く毎日、市内の農家でとれる新鮮な地場野菜が即売されています。市民の方にも好評で、地産地消の大切さを消費者にも感じてもらえる場となっているようでございます。またこのような直売所への出荷は農家の収入源にもなるとともに、生産への意欲や農産品目の工夫につながっていくものと期待しております。

次に、2点目の家庭菜園と体験農園ですが、市では5箇所家庭農園を開設して市民の方に利用いただいております。総区画数は410区画、1区画当たりの面積は10平米ですが、毎回多くの応募があり、抽選により利用者を決定しております。多くの方々が農業への理解を深め、土に親しみ、つくる喜び、同じ菜園で趣味を楽しむ人同士の親睦が深まることを期待しております。

しかし、新たな家庭菜園の開設には市内に遊休農地がないため、新規の開設はできない状況でございます。

一方、体験型の農園は、農地を区画貸しする家庭菜園とは異なり、農地所有者等がみずから経営する農業の一環として、市民に幾つかの連続した農業作業体験を行わせるもので、利用者は農業体験料を支払い、農家の指導のもと、種まきや苗の植え付けから収穫までを体験する形のものであります。

市内では最初に練馬区内の農家が開園し、その後生産緑地を抱える農家に広まり、近隣では瑞穂町で昨年度から1軒の農家が体験型の農園を開設しています。農業者にとっては安定した収入を確保することで農業後継者対策としても有効であり、また利用者にとっても農家の直接指導を受けられるので、初めての人でも安心して農作業を行うことができるメリットが考えられます。生産緑地を守りながら、農業を続けていく一つの方法として注目されている形でございます。

市では毎年農業者に対する研修を行っていますが、ことしは6月に体験型農園などをテーマに東京都農業会議から講師を招き、体験型農園の視察と研修を行ったところですが、体験型農園は農家の人が体験者に作付けなどを指導する必要があるため、ちゅうちょする農家もございまして、今のところ手を上げる農家はない現状でございます。

都市農地は、農産物の生産基盤であるとともに、さまざまな機能を持つ都市の貴重な緑地空間でもありますので、今後も農業者や農業委員会などと協力しながら、農地の保全の方策は考えてまいりたいと、こんなふうに思います。

以上で原田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 2時10分まで休憩いたします。

午後2時 休憩

~~~~~  
午後2時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（原田剛君） 御答弁ありがとうございました。それでは高齢者福祉と農業について再質問させていただきます。

介護支援事業者の駐車について、市として何ができるか考えていただけてということでございます。ヘルパーさんは基本的には自転車で訪問することになっておりますが、雨が降り、雨が強い日などは車を使わざるを得ません。非常勤のヘルパーさんにおいては自分の車を使い、ガソリン代も出ない状況です。そして利用者宅を訪問する際、前もって駐車許可証は取っていないので、駐車違反にならないようにいろいろと工夫されています。例えば利用者宅の近くのスーパーマーケットに駐車し、利用者さんの身体介護、家事支援を行い、終了後、申しわけないので駐車させてもらったお店で夕食の買い物などをしたり、いろいろ注意して工夫しています。ケアマネージャーさんについても同様で、市の高齢者のためにいろいろと頑張ってください。

そこで、3点質問します。この駐車についてですが、商工会などをお願いして市内のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、また個人でやっていて広い駐車場を持っているお店などに御協力をいただき、例えば駐車スペースの10台中1台は介護事業者さんの車が安心して止められる、またそういったお店に対して事業者さんも積極的に買い物をしてもらってくださいというように関係づくりをする、このようなシステムづくりはできないでしょうか。駐車したので仕方なく買い物をすると違いよりよい関係ができると思います。お店にも例えば「福生市介護福祉協会店」などのようなステッカーを張ってもらえば、介護福祉に対して協力してくれているお店ということでお店の宣伝にもなります。

また都営、市営、公団、公社といった団地に関しては、各自治会をお願いして緊急車両の邪魔にならない通路に駐車できるよう、町会長連合会などをお願いはできないでしょうか。実際、加美平団地などはもう既にやっているようなところはあるようです。

さらに、市の公共施設についても駐車できる場所を指定して駐車できるようにはならないでしょうか。

次に、介護予防について、介護予防特定高齢者事業ということで、筋力向上トレーニング、口腔機能向上指導、低栄養改善指導を実施しているということですが、この第3期福生市地域福祉計画の改訂版においても「この事業を行い、介護予防に努める」とあります。76ページでございますが、しかし、介護予防に努めるということで、実際の目標についても「事業の充実を図る」ということで具体的にちょっと目標がはっきりしていないので、最終的にどうしようとしているのがわからない状況であります。具体的にどういう結果で評価するのか教えてくださいませんか。

次に、地域包括支援センターは介護予防面では重要な位置付けであり、介護予防や新予防給付のケアマネジメント、包括的な支援事業を行い、地域における総合的なマ

ネジメントを担う中核拠点として設置され、要支援、また要支援にもならない非該当の方が、この方たちが要介護状態にならないようにするのが目的だと認識しています。事業としても、これは福生市の介護保険事業計画（第3期）という中にありますが、この中でも包括的支援事業というところに介護予防事業のケアマネジメント、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談、支援、被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護、4点目として支援困難ケースの対応等ケアマネジャーへの支援という事業があると書かれております。

そこで、介護予防については介護ケアプランを作成して行われていると思いますが、実際介護予防ケアプランを策定、評価する場合に、予防対象となる地域の高齢者にどれだけの割合で訪問してプランを作成していますか。月に1回とか2カ月に1回等でございます。

次に、本来地域包括支援センターの事業としては、先ほど確認したところでございますが、そんなことはないと思いますが、ちょっと耳にしたこととございますが、介護予防ケアプランをつくることに追われて本来の事業まで手が回っていないのではないかと声を耳にしました。やはり高齢者のお宅を訪問して対話することでその高齢者が置かれている状況が見えてくると思います。特に虐待に関しては実際に訪問していないと虐待があるなしの実態はつかめないものと思いますが、虐待などを減らしたとか、虐待に対応した例はどれぐらいあるのでしょうか。それがありましたら教えてくださいいただけますでしょうか。

そして、地域包括支援センターの介護プランの実施した結果、プランどおりやった結果ということですが、要支援1、2の人が何がどのように変わっていったのか、例えば先ほどの会津美里町の例ではないですが、運動によって生活年齢が若くなったとか、はっきりした効果がわかればよいのですが、それとか例えば歩けなかった方が10メートル歩けるようになったとか、予防介護に対しての効果がどうあったのか、どのような成果が出たか、これは数字的に出ているかわかりましたら教えてくださいいただけますでしょうか。

次に、農業についてですが、農業から学童農園ということを質問したいと思います。文部科学省、農林水産省で平成14年から総合的な学習の時間の導入や、完全学校週5日制の実施に伴い、両省連携協議会を設置して子どもたちの農業体験学習等について連携を図り、学童農園を柱に食農教育についての取り組みを進めております。

東京農業は、都会に暮らす子どもたちが農業について学ぶための農業体験の場を提供する重要な役割も担っています。次代を担う子どもたちが農業体験を通して自然に触れ、作物や動物を育てる苦勞と楽しさの中から生命の尊さや思いやりの気持ちを育み、環境を守ることの大切さを知るきっかけとされて、JA、農家、学校を含み地域ぐるみで積極的に学童農園に取り組むことが必要とされています。

また、食育という面でも、食育というのは健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるようにということで、みずからの食について考える習慣、食に関するさまざまな知識、食を選択する判断力を身につけるための取り組みということで言われております。

近年、子どもの朝食欠食や個食、1人で食事をするということですね。そういったものが増加を初め、あらゆる世代で都民の食生活が乱れ、顕在化し、また都民の食を大切に作る心も希薄になっている、このような食を巡る危機の脱却に向けて、東京の食育を推進するための基本的な考え方と具体的な施策を示した東京都食育推進計画を策定しておられます。

この中で、具体的な施策として2番目に食の生産現場との交流と体験の場をつくるということであります。東京都やJA東京中央会では子どもたちが実際に農業を体験する学童農園を推進するため、いろいろ東京都でも農業体験モデル校や学童農園施設助成事業を行い、学童農園の設置を推進しています。

各市町村の学校でも、この近隣のところでも学童農園に取り組み、効果が報告されておりますが、農業従事者の高齢化に伴い学童農園についての取り組みはいかがでしょうか。

以上、2回目の質問とさせていただきます。お願いします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、介護事業者の駐車につきまして何点かございました。

御指摘がございましたスーパー、あるいはコンビニ等を活用した方法、あるいは公社、公団といった団地を活用したらというお話がございました。基本的に考えますに、やはりこれはそれぞれ個々の事業所さんが必要に応じて対応していただくこと、それが原則ではないか、そのように考えておりますが、場合によりましたらばこれら事業者が事業者連絡協議会を設置をいたしておりますし、こうしたところが主体的になってやはり進めていくべきものではないか、そのように考えております。

もちろん行政としてこうした取り組みが事業者連絡会にやはり御提案申し上げたりして、取り組みをしたらどうかということは申し上げられるかもしれませんが、やはり介護事業者といっても事業者でございますので、行政が積極的にというふうなことはなかなかなじまないのではないかと、そのように考えております。

それから、公共施設というお話がございましたが、この公共施設につきましては基本的にはやはりその施設の持つ本来の目的のための利用であるというは御理解がいただけるかと思えます。そういったことから考えますと、あらかじめ公共施設に特定の場所を確保しておくということになりますと、これはなかなか難しいかなと、そんなふうに思います。

条件的に申し上げますと、施設の利用、本来目的の利用に支障がない範囲であれば何とかかなかなと、そんなふうには考えられますが、いずれにしても、やはり公共施設、たくさんありますけれども、それぞれのやはり施設の実情、利用状況等があるわけございまして、それぞれの施設の管理責任者の判断によらざるを得ないのかなと、そんなふうに考えております。

それから、介護予防についてでございますけれども、まず筋力トレーニング等最終的にどういう結果で評価していくのかという御質問でございますが、要介護状態への移行を防ぐことなどを目的に事業への参加をしていただき、状態の改善につなげていくということになるわけですが、具体的には例えば筋力向上トレーニングなんかで申

し上げますと、そのトレーニング参加時と終了時の測定値、例えば握力であるとか、あるいは目を開けて片足で立って、どのくらい立っていられるとか、そうした項目を開始時と終了時で比較をし、改善があったかどうかという評価になっていくのだろうと、そんなふうに思いますし、また低栄養、栄養改善指導、いわゆる体脂肪率というのでしょうか、そうしたものだとか、当然いわゆる体重が少ない方がふえたとかというようなところで評価をしていくということになると考えております。

その結果によりまして、例えば先ほどお話のありましたように太極拳だとか、あるいは福生市の場合ですと高齢者のスポーツ教室といったようなところに継続してつなげていくというようなことになるのではないかと、そんなふうに考えております。

それから、介護予防給付のプランの評価を行う場合ですが、これは国は3カ月に1回定期的にというふうなことになってございますので、私どもでは保健師等が中心となりまして3カ月に1回定期的に訪問を行っております。それ以外にも必要に応じまして電話で対応したり、あるいは必要に応じて訪問をとというような場合もございます。大体今120名ほどおりますので、そんな状況でございます。

それから、虐待などを減らした対応というようなことでございますけれども、18年度中に高齢者の虐待と思われるという判断というところまでしか申し上げられませんが、そうした事例につきましては、実質的には6件でございます。それらの方々を継続的にやはり支援をしていきますので、トータルの相談件数等ではいきますと、あるいは対応件数ではいきますと20件程度になってございます。

おかげさまで大事に至ったケースというのは今までございませんけれども、今後その虐待対応のために関係機関、警察であるとかも含めまして必要なネットワークといえますか、連絡体制、連携体制ですか、そうしたものをちょっと考えてまいりたいなと思っておるところでございます。

続きまして地域包括支援センター、介護予防に対して効果というお話なのですが、基本的に包括支援センターの介護予防、結局介護予防プランをつくって予防給付を事業者につなげていくということになるのですが、ですから要支援2が要支援1になったり、要支援1が自立というふうなことになれば改善ということなのですが、その辺のところの数字的なところはちょっと確証、確定的に把握をいたしておりませんが、ただ、基本的にはやはりデイサービス等へ行かれて体重がふえただとか、あるいは歩けない人が歩けるようになったというのはなかなか難しいのですけれども、食事が進むようになったとかというところはいろいろと聞いているところでございます。

○参事（川越孝洋君） それでは、学童農園等学校における農作業等の体験学習についてお答えを申し上げます。

まず、小学校におきまして市内7校全校で農作業等の体験学習を実施しております。教科で生活科、あるいは理科、総合的な学習の時間の中でトマト、きゅうり、サツマイモ、稲などの栽培を行い、観察、収穫するなどしております。活動場所はほとんど小学校校地内でございますが、地域の方の御協力のもとで近隣の農地でジャガイモの収穫等を実施している学校が2校ございます。

次に、中学校の状況でございますが、作物等の栽培が技術科の授業で単限としてご

ざいまして、年間の授業指導計画の中に位置付けをいたしまして学習をしております。ほかには現在のところ農作業等の体験学習の実施はございませんけれども、部活動といたしまして3校中1校に園芸部がございまして、花壇の整備や花の栽培を実施している状況にございます。

課題といたしましては、農作業体験のこういう学習を、現在全校に導入されております食育の中にどう位置付け、有効に展開してまいるかということだろうというふうに思っております。

私の経験でもそうですし、議員さん御指摘のように農業体験が食育の重要な柱になるばかりか、命の教育ですとか、あるいは職業としてのキャリア教育にも大変大きな教育課題として受け止めております。

今後、本市といたしましては、さきに述べました現在実施しております農作業体験の学校と、それからまた他校におきましても教育活動のバランス、全体のバランス等を考慮しつつ、その充実発展には努めていかなければならないというふうに考えております。

○6番(原田剛君) 御答弁どうもありがとうございました。それでは順番に要望等上げさせていただきたいと思っております。

最初、高齢者福祉についての介護支援事業者の駐車については、いろいろと市の方でもやっていただけるということで、実際のところ商工会とかに働きかけをしていただいて、橋渡しでもやっていただくと、本当にその中でやはり新たな改善が見い出せるのかなという感じはします。

また、公共施設についても支障がない範囲に限られると思いますがということで、今までより改善されていい方向に動いているなという感じはいたしましたので、今後地域との協力なしには解決しない問題なので、積極的に商工会とか自治会の町会連合会、協議会などにも働きかけを行っていただきたいと思っております。

また、ヘルパーの人員と今後の対応についてですが、人が直接接し、知識と体力、忍耐力が必要な職場で、高齢者を介護する現場の職員たちが安心してやりがいを持って働いていける生活に不可欠な賃金、そして誇りを持って働ける職場環境が確保できる仕組みをつくらなければ東京都における介護の将来はないと思っております。

テレビ番組で「介護の人材が逃げていく」というスペシャルをやっていたのですがけれども、この中では超高齢化社会を抱える、それを支える介護現場が深刻な人出不足に見舞われているということで、番組の中では世界一の高齢人口を抱える東京を舞台に施設同士の人材争奪戦、その裏で職員が次々ときつい仕事に見合わない賃金、安い賃金が嫌われ1年間で4人に1人が職場を去っていく現状、さらにその間隙をぬうようにして進出を伺うフィリピン人ヘルパー養成の様子などを取材し、現場の実態を詳しく取り上げていました。今もヘルパー、介護員の人材不足は国際問題にもなりつつもあります。東京都の所管業務でいろいろな制約はあるということですがけれども、実際に介護を受けているのは福生市民であり、働き手にも福生市民がいるので、市民が困るようになっては困るということになります。

そういった意味では、実態を知る必要があるのではないかとということで、居宅介護

支援事業者では登録ヘルパーは多いが、実際働いている人は少ない。また常勤よりも非常勤の方が多いと聞きます。福生市におけるヘルパー、施設介護員の常勤、非常勤の割合とか、現状の平均収入、月収、平均就労時間、勤務日数などは把握しておく必要はあるのではないかと思います。そこから居宅サービスと、また施設等でいろいろな改善の切り口が見出せるのではないかと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、介護予防についてですが、筋力向上トレーニング、口腔機能向上指導、低栄養改善指導事業については福祉センターで実施されているということですが、高齢者にとってはできるだけ近いところでやっていただきたいという御意見もありまして、福祉センターだけでなく地域の体育館や公民館でもやってほしいとの要望がありますので、この辺も検討していただきたいと思います。

それから、どこの地域包括支援センターにおいても、介護予防業務が手いっぱいになっているということをよく聞きます。この中で宮城県の岩沼市の地域包括支援センターが成功しているということで紹介されておりまして、岩沼市は人口4万4000人で、高齢者人口が8000人ということで小規模な自治体ではありますが、1カ所に直営の地域包括支援センターを置いているということで、その人員を見ますと保健師さんが3人、主任ケアマネジャーさんが4名、社会福祉士が2名、さらにケアマネジャーさんと事務職合わせて総勢14人ということで、今の福生市においては、保健師さん1名、主任ケアマネジャーさん1名、社会福祉士さん1名ということで、相当な陣容だなということを感じたところでございます。

その中では、予防面では独自に開発したアセスメントシートを活用して改善の可能性を示せるようにしたことで、本人や家族へ予防の意欲を持てるようになって、委託先のケアマネジャーさんも支援計画が立てやすくなるなど効果を上げているということで、官民一体での対応を行っているということが紹介されております。

そのようなことにおきまして、先ほど小野沢議員さんが言われていました職員の意欲向上という面で、市長答弁の中で自立型の職員がふえてきている、計画を立案する職員がふえてきているということではありますが、本当に配置されている保健師さん、主任ケアマネジャーさん、社会福祉士さんもいろいろやりたいことがたくさんあると思うのですが、その中で業務で手いっぱいになっているのではないかと、先ほど申しましたが、そういった予防プランをつくること等によって追われているのではないかとということが懸念されます。

また、一つ聞いた話によりますと、また指定居宅介護支援事業者の業務を一部委託できるということで、要支援1、2の方に関しては事業者さんがつくった介護予防ケアプランにコメントをしているということですが、実際コメントするにしてもやはりそのときにお会いしてやっているかどうかというところはちょっと疑問に思ったところでございますが、そういった形でやはりいろいろな面で、市長答弁の中にもやはり経常経費の削減とありますが、行政改革の折りではありますが、これからも高齢者の波の中でこの地域包括支援センター、これはもう本当に要介護状態にならないようにする介護予防で重要な部署だと思っております。その辺では実働部隊をふやしていた

だいて、層を厚くしてもらえるように期待したいと思います。

また、地域包括支援センター、設置されて期間も短く、なかなか数字的な効果というのは難しいところがございますが、年月がかかってしまうとやはりもう高齢化というのはどんどん進んでまいります。年齢も上がっていくようになってくると思いますので、予防プランによって実際改善されたということを数字で出せるような形でお願いしたいと思います。

あとドクターヘリについての要望ですが、東京型ドクターヘリということで、我が会派でも東京都議会でいろいろ質問をしているところでございます。東京型ドクターヘリ、先ほど救急医療型ヘリということが言われておりましたが、どちらかというともう消防防災ヘリを改造した形という形で運用しているところで、島とか多摩の山間部ということを対象にされているということで、救急医療用ヘリとは一線を画したところでございます。

もと警察庁長官の國松孝次さんという方がNPO法人救急ヘリ病院ネットワークというのの理事長を行っており、このドクターヘリの全国配備に向けて御尽力されている方でございますが、この方が言われるところでは、消防防災ヘリの救急運用は医師の搭乗を伴わない、あるいは医師がヘリコプターに待機している場所まで移動して搭乗していく方式です。この方式で行う限り消防ヘリは救急医療ヘリの要件を満たさない。それで先ほど言われていました特別処置法、この中で制定された以上各都道府県は救急医療用ヘリの整備を目指すべきだと言われております。

実際、10月から運用された埼玉県ドクターヘリの件であります。都道府県では11番目、全国では12機目ということでございます。埼玉県自体は2005年の8月から県で所有する防災ヘリを代用し、改造して救急医療を実施してきましたが、実際には出動要請を受けた埼玉医科大学総合医療センターの医師が県防災航空センターに待機する防災ヘリまで移動して、それで駆けつけて離陸するという状況で、離陸するまで約25分かかるといって、そしてまた大型ヘリのため着陸できる場所が限られているという理由で、実際のところ2年間で出動件数がわずか37件、2年間で37件にとどまっていたということです。千葉県の年間700件出動するのに比較すると、もう本当にドクターヘリの役目をしていないという形で感じました。

今回、埼玉県で導入された救急医療用ドクターヘリは、出動要請で5分以内で離陸するというので、この医科大学総合医療センター内のヘリポートに常駐されて、今までよりも離陸までの時間が20分短縮したということで、1分1秒を争う救命救急の現場では救命率向上と後遺症の軽減が期待されているということが言われております。

國松理事長が言われているように、救急医療用ドクターヘリに、東京型ドクターヘリはそういった用途では運用というのはなかなか難しいと思います。会派としても都議会に要望してまいります。なにせやはり予算、時間、コストもかかることなので、要望していかないと進まないことだと思っております。いろいろと市長連絡会でも救急医療用ドクターヘリでないだめだと、東京型ではだめだというふうに発信していただきたいと、この辺も要望しておきます。お願いいたします。

あとはヘリポート着陸ポイントについては現在のところは多摩川中央公園の元気広場ということで、大型のヘリを運用する限りやはり難しいのかなということを感じます。今後動向を見ながら対応をお願いしてもらいたいと思います。

あと農業について、高齢化ということで、農業従事者の高齢化についてはいろいろな私たちも情報をキャッチして、これからどんな施策を打てるかということについていろいろ検討してまいりたいと思います。

また、体験農園について、農業従事者がつくり方を指導しなければならない、人に教えなければならないということで、難しいということでもちゅうちょしていらっしゃる方もいるということでもありますので、体験農業を実施したところで、JAなどが協力してこのような問題に対処したところはないか、いろいろ研究していただきたいと思っています。

あと学童農園については、いろいろな小学校でも2校実施されているということで、いろいろとその中では得るものがあるのかなとは思いますが。紹介されている中ではいろいろ渋谷区の小学校が紹介されていて、通年を通じてサツマイモ、トマト、いちご、里芋、ジャガイモ、大根などを栽培しているということで、その中からいろいろ調理して食べるようなことがあって、子どもたちはそういったことで命の大切さとかいろいろな面を学んでいるということが載っておりました。

子どもたちは作物を育てて収穫する喜びを実感して、その苦労や食べ物大切さを自然に理解するようになったということで、この中にはいろいろな効果があって、子どもが野菜を食べるようになりましたとか、給食を残さないようになったなどの効果が発表されております。農業体験は人々の食生活を支えている農業の重要性を考えるようになって、いろいろ他人への思いやりや愛情を育む総合的な学習になっているとも書かれておりました。

こういった意味では、いろいろ高齢化していく中で、農業の中で、種をまいて精根込めて育てて、その中で調理する、そのような学童農園ができないか、また今後も検討していただきたいと思っています。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、19番田村正秋君。

（19番 田村正秋君質問席着席）

○19番（田村正秋君） それでは、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。

3項目になっておりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、住民基本台帳カードについてお尋ねをいたします。

住民基本台帳カードにつきましては、国では電子政府、電子自治体の構築を目指すということふうなことで住民カードの導入を図ってまいりました。当時は夢のカードと言われまして、いろいろなところに使えるというふうなお話もあったのですが、なかなかその具体化が見られず、議会でもいろいろな、小野沢議員さんからもいろいろ指摘を受けておりますが、しかし、来年度の確定申告のe-Taxというのですかね、

ロビーの方で見させていただきましたこのe-Tax、これを利用してやると5000円のメリットがあるとか、税額控除ですか、あるいは領収書を添付しなくてもいいというふうな方向で少し歩み出したかなというふうに思うのですが、この住民台帳カードにつきまして概要と今後の展開、活用につきまして市長の考え方をお願いをいたします。

続きまして、体育施設についてでございます。

温水プール導入の考え方につきましてですが、大変福生市も経済状況が非常に厳しいというふうな中で、以前にはかなり温水プールの問題の質問というのはあったのですが、最近では議員も控えているというようなこともあるのですが、昨今非常に福生市では体育館等を使って健康ブームで、非常に市民も喜んでくれるわけなのですが、ほかの市なんかを見ますと、やはり非常にプールを利用してやっているというふうなことで、非常に喜ばれているというふうなことがございます。

特に26市では19箇所のプールが導入されているというふうなことで、福生市民は羽村市に行ったりとか、あきる野市に行ったりとかいろいろな形で利用しながらやっているのですが、ぜひ導入、あるいはこういう財政が厳しいのだけれども、やはり健康行政のために研究されたかどうか、その点につきましてお願いをいたします。

続きまして2点目、スケートボードができる公園についてでございます。以前からスケートボードにつきまして質問もさせていただきました。特に最近では若者を中心としてスケートボードが非常に人気があります。それで今、市内の至るところで練習したり、あるいは車が入ってこないところで練習したり、夜遅く公園の方で練習したりとか、やる側も非常に騒音問題もある程度考慮に入れながら練習をしたりしております。

先日、武蔵野市のストリートスポーツ広場というところを見させていただきました。武蔵野市、10平方キロ、福生市と大体同じようなところなのですが、当時なぜそこにそういうものをつくったかといいますと、当時は吉祥寺の周辺で、非常に駅周辺でスケートボードをやる方が多かったということで、当時の土屋市長の時代にこれをつくったというふうなことなのですが、ちょうど横には温水プールがあって、スケートボードがあって、さらには人工芝のサッカー場もあるというふうなことで非常に素晴らしい施設だなというふうに思います。

それで、向こうに行きまして担当の方とお話をしたときに、非常に財政も厳しいのだけれども、やはり若者たちが夢が持てるような、そういった施設をつくりたいというふうなことでこれになったというふうなことなのですが、先日も私、行ってきまして、ちょうど我々も、市外から来る人もこういう登録カード、こういう登録カードを無料でつくってくれるのですが、こういう登録カードを使ってやるとすぐやってくれるのですね。それで福生市民もかなり行っているというふうなことなのですが、非常に喜ばれていました。

それで、若者もそうなのですが、女性の方も、それで親子連れの方もいらしたのですね。その中でスケートボードをはいてもいいし、MBXですか、自転車で走行して練習するやつもあったり、非常にロケーションもいいというふうなことなので、非常

に喜ばれていました。

それで、シルバー人材の方が管理をしているのですが、午後1時から午後8時までやっているというふうなことなのでいろいろと話を聞かせていただきましたが、今は非常にマナーもしっかり守られておりまして、ヘルメットをかぶったり、あるいはけがの問題についても、自己責任というふうなことでも非常にしっかりとやっております。

そういったものをぜひ福生市も導入していただきたいなというふうに思うのです。それで先ほども小野沢議員と乙津議員からも南公園の話がありましたけれども、騒音問題と、あるいは管理棟と駐車場があるところがどこかなと思ったら、やはり南公園が一番立地としてはいいのですが、先ほども部長答弁のところでは現状復帰というふうな形がありますけれども、ぜひ私はやはり夢のあるようなそういう施設、非常に厳しい財政の中なのですけれども、そういったものを南公園については導入できないかなというふうに、あえて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、交通安全対策についてなのですが、自転車の無謀運転につきましてお尋ねをいたします。

先ほども清水議員からも自転車の免許性の問題がありました。先日の朝日新聞によりますと、交通違反をした自転車の摘発が急増しているということで、ことしの1月から9月までに逮捕、あるいは書類送検や赤切符を切られた方が599人いるというふうなことです。既に昨年の1年間の585人を上回り、4年前の約5倍に上っているというふうなことでございます。先ほど清水議員さんからもお話がありましたけれども、福生市でも53件事故があったというふうなことで、非常に危ないなというふうに思います。

特に中高生のマナーが非常に悪いというふうに言われておりますが、最近では、きょうも朝きたとき、ちょうど歩道を歩いていましたらやはり急に自転車がわっと入ってきて、もう少しで事故になるというふうなことを見まして、私も最近いろいろなところで、この市内でもそういった暴走というのですかね、自転車のマナーが悪いものを見るので、ぜひこういう無謀運転について、やはりかなりいろいろなところで対策と予防をしていただきたいというふうに思うのですが、理事者側の、市長の考え方をお願いいたします。

続きまして2点目、バイク・車両等の銀座通り逆走等について質問させていただきます。銀座通りにつきましては、本町の一方通行を無視してかなり逆走してくる車があるのですね。それで最近またいろいろな店もできたりというふうなことで、いろいろほかからも来たりもしているのです。

それで朝、PTAの方とか付近の方が交通安全に立ったりとか馬出しをして、朝の時間はいいのですが、昼間から夜にかけて非常に逆走する車が目につくのですが、こういった対策、あるいはこれからちょうど暮れから正月にかけて人通りが多くなる時期だと思うのです。ぜひこういう逆走の対策と予防について、市長の考え方をお願いいたします。

3項目、よろしく願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 午後3時5分まで休憩いたします。

午後2時55分 休憩

~~~~~

午後3時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 田村（正）議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、住民基本台帳カードついてですが、住民基本台帳カードは国の電子政府、電子自治体の構築が進められる中で、住民基本台帳ネットワークシステムを構築することを目的に改正された住民基本台帳法に基づき、平成15年8月から市民の方の申請により市町村長が交付するもので、本人確認情報の住所、氏名、生年月日、性別、住民票コードが記録されているカードということになっております。昔のおさらいをしているみたいで恐縮でございますが。

このカードは写真なしのAバージョンと写真付きのBバージョンという二つの種類がございますが、本人の申請によって作成をいたしまして、Bバージョンの写真付きのカードは市役所や金融機関等での公的身分証明書として利用することが可能ということでございます。カードの有効期限は10年間、再交付が可能ということになっております。このカードがありますと区市町村間のやりとりがオンラインで結ばれるため、住民票の写しの交付を住所地以外の区市町村で受けることや、転出転入の手続きの簡素化を図ることができるようになります。

御質問のこのカードを使った利用方法とその考え方ですが、当初国は市町村条例で規定する独自のサービスとしていろいろな利用が想定をされるということで、住民の利便性の向上及び行政の効率化などから市町村における具体的な利用方法として、自動交付機による証明書発行関係、公共施設利用関係、保険、医療、福祉関係等が例示されておりました。

しかしながら、実態としましては住民基本台帳カードの発行枚数が少なく、利用が進んでおりません。国の現時点の利用としては、国税の電子申告や新車新規登録時の保有関係手続等に利用がされております。

また、市におきましても住民基本台帳カードの普及を進めてはおりますが、この利用につきましては、自動交付機等の研究そのほかいろいろやっておりますけれども、まだ具体化にするところまでいっているものはございません。そういう意味で、多目的利用といった形で今後いろいろなものが出てくるのではないかとすることを想定をしながら研究をしていくこととなりますが、なかなか具体化するのは難しいところがございます。

次の教育行政につきましては、教育委員会から、また交通安全対策につきましては担当部長から答弁をいたします。

（教育長 宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君） 田村（正）議員さんの御質問にお答えをいたします。

体育施設についての1点目、温水プール導入の考え方でございます。温水プールの

導入につきましては、これまでも議会におきまして他の議員さんからも御要望をいただいているところでございますが、この温水プール施設の設置が困難な最も大きな理由として上げられますのが、温水プールを管理運営してまいりますコストが大変大きいということでございます。

例えば隣の羽村市スイミングセンターの場合、2年間の指定管理者制度の導入前の調査ではありますが、温水プールの管理運営に要する経費が年間で約1億4500万円かかり、一方で使用料収入は約2500万円と経費のおよそ17%程度の収入でございました。したがって、差し引き約1億2000万円もの大きな費用負担となっていたようでございます。

これを福生市の施設と比較をいたしてまいりますと、平成19年度の福生市体育館3館の管理運営費に要する経費が約1億5000万円でありますので、温水プールの経費の突出して大きいことがわかりいただけるかと存じます。

また、近隣市では温水プールの利用者は若干減少の傾向にあるようでございまして、例えば体育担当者の会議の際に、当該市の市民以外の皆さんにもぜひ使ってほしいので利用の宣伝をしてもらいたいといったような依頼がされるなど、その働きかけが話題になることもあるようでございます。

このようなことなどから、福生市で温水プールを建設をし、運営してまいりますことは困難なものと判断をするものでございます。ご理解をいただきたいと存じます。

次いで、2点目のスケートボードができる公園についての御質問でございますが、これも以前に御質問をいただいているところでございまして、これまで都市建設部と教育委員会事務局とで武蔵野市のスケートボード場を視察をし、福生市での設置の可否についての検討を行ってまいりました。

この検討の中で、騒音と安全管理、そして自己責任とマナーの遵守の大きく三つの課題をクリアしていくことが設置問題の解決につながるとみているわけですが、この三つの中でも特に騒音につきましては、設置場所や開場時間、そして施設の構造などが大きな課題となるものでございます。本市の場合、多くの公園はその周辺に住宅が近接をしている地域密着の都市型の公園となっておりますため、市内の公園で適地を探すことが大変難しい状況にあります。

そして、議員御指摘の南公園の再整備にあわせて検討をとのことでございますが、都市建設部でも南公園につきましては、来年の4月にはとりあえず一部開園ができるような状況に向け、災害復旧工事を進めていくところでありますが、占用許可条件から考えますと、南公園にスケートボード施設を設置することは困難な状況でございませぬ。しかし、今後も他の場所等を含めまして一つの課題としては研究などをさせていただきたいと思っております。

以上、田村（正）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○総務部長（田辺恒久君） 市長の補足答弁をいたします。

交通安全対策についての1点目、自転車の無謀運転対策についてでございますが、11月21日付けの朝日新聞に暴走自転車についての記事が載っておりまして、警察庁のまとめによりますと、自転車絡みの事故で車との事故は近年減少に転じつつあり

ますが、歩行者との事故はここ10年で約5倍にふえているとのことでございます。ことしも1月から9月を見ますと昨年に比べまして3割ほど減少しておりますが、2021件にも上っておるということでございます。

警察庁といたしましても、自転車の無謀運転対策といたしまして積極的に取り締まりをして、交通違反をした自転車利用者の摘発も急増しているとのこと、摘発されたものの半数は未成年者であり、中高生のマナーの悪さが目立っているようでございます。行政処分で済む制度がない自転車の場合、交通ルールを守れないと罰金などの刑事処分を受ける可能性も出てくるということでございます。

市といたしましてもこのような状況を踏まえまして、市の広報、ホームページでの啓発や、ちらしを配布したり、福生警察署とも連携しながら講習会等を開催し、自転車運転者のマナーの向上を図っていかねばならないと考えているところでございます。

次に、第2点目の銀座通りの逆走についてでございますが、銀座通りは御存じのとおり福生側から牛浜方面への一方通行となっております。銀座通りを交差する道路には一方通行がわかるように標識が設置されておりますので、このようなことは運転者自身のモラルの問題なのか、それとも標識がわからないような箇所、例えば駐車場の出入り口のような箇所でございますが、このようなことにつきましては福生警察署とも相談をさせていただき、対策を考えていきたいと思っております。

以上で田村（正）議員さんの御質問に対する補足答弁とさせていただきます。

○19番（田村正秋君） 御答弁いただきましてありがとうございます。

まず1点目の住基カード、住民基本台帳カードにつきまして再度質問をさせていただきます。今、市長からも答弁いただきまして、非常にスタートは古いのですが、なかなか動かないというふうなお話がありました。

それで現在、この住基カードを使つての関係では、市の方のあれを見ますと、他市への転入、転出手続きの簡素化、身分証明書というふうなことがあるのですが、今、市内を見ますと図書館のカードとか、あるいは国民健康保険のカードとか、これから想定する体育館の予約、空き情報カードとかいろいろなケースがこれから考えられると思うのですよね。

そういったときに、結局これは暗証番号を打つてやるわけですから、一つの整合性があるのではないかというふうに思うのですが、これからやはり未来に向けて夢のカードが夢ではなくて、具体化に向けてスタートしていただきたいなというふうに思うのですが、その辺、いろいろホームページとか見ますと非常に何項目も、病院のカードとかいろいろな形で項目が分けてこのカードの使い方みたいなことも言われているのですが、もう少し細かくちょっとお願いしたいなと思うのですが、これから実用化に向けてもう少し研究して、さらに住基カードを高めるといふふうなことにつきましてはどのように感じているのか、もう一度お願いいたします。

それと、市の窓口、いろいろなところにあるのですが、E-タックスの関係、これはホームページから非常に簡単に申告、あるいは最高5000円の税額控除、領収書とかいらぬとか、あるいは還付金がスピーディに支払われるとか、いろいろな形で

新しく動き出したわけなのですが、この辺のことにつきましてもう少し具体的にわかりましたらお知らせいただきたいというふうに思います。

続きまして、体育施設の関係なのですが、確かにこの体育施設の問題につきまして是非常にお金もかかるし、場所の特定も非常に難しいというふうなことなのですが、1点、武蔵野市のこの間行きました温水プールの関係なのですが、現在、このプールにつきましては昨年度15万6000人ですか、年間使われているということで、1日400人の方が利用されるということで、高校生以上が400円、そして小学生が100円というふうなことで、非常にどこの自治体も非常に厳しいというふうな中でこういったものを6年前ですか、土屋市長がつくられたというふうな話を聞きましたけれども、もうこれ以上何も申し上げませんが、ぜひ健康行政というふうな中で、やはりこれからも温水プールというふうなことも視野に入れて研究をしていただきたいというふうに思います。

それと、続きましてストリートスポーツ広場、特にスケートボードの関係なのですが、この関係につきまして非常に最近いろいろ世界大会とか全国大会とか、子ども向けのいろいろな大会があったりして、やはりもう一つのスポーツとして位置付けられているというふうなことが言われます。

それで、武蔵野市のスポーツ広場を見まして、年間8912人利用がある、1日大体30人ぐらい利用があるというふうなことで、非常にうれしいというふうなお話がありました。特にこういう施設がないので、電車を使ってそこに来て、それで管理人さんと一緒に楽しくやっていくというふうなことが言われております。当初騒音問題もいろいろあったのですが、いろいろな課題をクリアしながらそれを乗り越えて、現在非常にいい環境の中でやっていっているというふうなお話を聞きました。

先ほどの答弁の中で、どうしても騒音と安全管理、そして自己責任のマナーというふうなことが今言われているのですが、ずばり南公園につきましてはもう無理だというふうなお話がいただいたのですが、ただ、今後はメニューとしては幾つかあると思うのですね。自由広場の導入とか、あるいは他の管理人さんがいるところとか、あるいはシニアのあの周辺とか、そういったところでも導入できるスペースがあるのではないかなというふうに思うのですが、理事者も先ほどお話の中で、実際に見てきたというふうなお話なのですが、そういったこれからのこういった方向性というのですかね、そういったものについてはどういうふうに思っているのか、そして現在市民会館の下のところとか、南公園の周辺の車が入ってこない体育館の下の通路とか、そういったところを利用して子どもたちや若者が練習しているのですが、そういった実情も理事者は確認しているのかどうなのか、お願いをいたします。

それで、やはりそういう利用状況、あるいはそういう市民の声みたいなものを我々は聞いているのですけれども、皆さんの方はそういった声は聞かれているかどうか、その点お願いいたします。

続きまして、交通安全対策の関係なのですが、先ほども清水議員からもお話があったのですが、小学生向けにはもう自転車運転免許制度ですか、そういったものを今後交付するというふうなお話もありましたけれども、一番問題になっているのは中高生

なのですよね。中学生、高校生が非常に危ないというふうなことで、先日も私の友人がやはり高校生に接触して倒れて、それで病院に行ったというふうな話を聞きまして、非常に雑踏の中を思い切り駆け抜けていくというふうな、そういったお話もいただきました。

それで、地元には高校もありますし、中学もありますし、ぜひ交通安全教室みたいなものをやはり中学校、高校向けに、あるいは市民向けに創設して、そういった警鐘を促していただきたいなというふうに思うのですが、今後その辺につきましてはどういうふうに理事者の方は研究されるのか、もう一度お願いいたします。

それと、2点目の銀座通りの一方通行を逆走するというふうなことなのですが、私も付近に住んでおりまして、付近の住民の方から特に最近ひどいというふうなお話をいただいております。たまには一小横の一方通行ですね。それで特にたまには警察に頼んで取り締まりをしていただきたいというふうなお話もいただいているのですが、そういう取り締まりとかそういったものにつきましては今後どのように検討されるのか、お願いいたします。

○市民部長（石川弘君） 田村（正）議員さんから再質問をいただいておりますので、答弁させていただきます。

住基カードを将来に向けてどうなのかということでございますが、この住基カードにつきましては、住民基本台帳ネットワークシステムの第二次サービスといたしまして平成15年から交付しているところでございます。ICカードとしていろいろとさまざまな利活用が考えられておりました。

当初、このカードの示された具体的な利用方法等でございますが、先ほどの市長の答弁と重複するところもございまして、自動交付機による住民票や印鑑登録証明書の交付サービス、公共施設の空き紹介予約、あるいは検診、健康診断、救急医療の本人情報、あるいは災害時の避難情報、あるいは図書館利用等さまざまな利活用ができることとなっておりますが、最近ではこの住基カードが公的身分証明書として利用できる旨のPRを国はしているところでございます。

また、幾つかのサービスにつきましては、全国の市町村において利用可能な標準システムを財団法人地方自治情報センターにおいて住基ICカード標準システムを開発しており、希望する市町村に対しまして無償で提供することがございますので、将来的にはこれらの利用も考えてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、現在の住基カード発行枚数が少ないことから、当面この住基カードのPRをいたしまして、発行枚数の増加をしてみたいというふうに考えております。

それから、もう1点でございますが、e-Tax、いわゆる国税等の電子申告、あるいは納税システムでございますが、これにつきましてはあらかじめ開始届出書を提出いたしまして、登録をしておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、あるいは申請届け出などの手続きができるシステムでございますが、最近総務省では国税庁と連携をいたしまして、住基カードの積極的な活動を行うこととしております。そんなことから、現在平成19年度の所得税の確定申告の際、電子証明を添付をして

申告をいたしますと、5000円の所得税税額控除を受けられるというちらし等も出しております。

そこで、利用できる手続き等でございますが、所得税、あるいは法人税、消費税、市税や印紙税等の申告、あるいは納税ではインターネットバンキングやATMなどを利用しての納税、あるいは青色申告の承認申請、納税地の移動届け、電子納税証明書の交付請求などの申請、届け出等ができることになっております。

このe-Taxの利用のために必要なものでございますが、パソコンとインターネットが利用できる環境整備をいたしまして、電子証明書がICカードで発行される場合にはICカードリーダーの購入が必要となっております。

それから、今後地方税、eL-Taxと言っているようでございますが、これらの電子申告でございます。都道府県、あるいは市町村税の地方税につきましてもインターネットによる申告等が今後進んでくるとおられますので、その際にはまたPR等をしてまいりたいというようなところでございます。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。

自転車運転免許制度でございますが、これにつきましては市内の各小学3年生については今年度から福生市、福生警察署、福生交通安全協会より自転車安全教室終了者に自転車運転免許証を交付しているところでございます。中学、高校生や成人者につきましてはもっと自転車のマナー、ルールの周知を図っていかなければならないと考えておるところでございますが、これにつきましては、免許証の交付についてはいろいろ御意見をいただきながら実施できるように考えていきたいと考えております。

それと、一方通行の自動車の逆走でございますが、これについては警察の方でも時々取り締まりを行っているようでございます。しかし、逆走は重大な事故のもとになりますので、今後もより強く取り締まりを行うよう福生警察署の方へお願いしていきたいと考えております。

○教育次長（宮田満君） スケートボードにつきましての実情把握とこれからの方向性についての再質問にお答えいたします。

スケートボードがほしいという声は以前、市長への手紙で1件いただいております。また市内での実情でございますが、さまざまな場所で、特に若年層の方がスケートボードを行っているわけでございますけれども、最近ではあきる野市内の秋川のふちの圏央道の橋脚下で大分スケートボードをされている方が多いという情報も得ております。

また、今後の方向性でございますが、教育長の答弁と重複いたしますけれども、市内で適地を探すことは難しい状況にはございますが、特に騒音と安全管理の面でございますけれども、このような問題をクリアできるような設置場所を探すなど今後も引き続き関係部署と調整しながら検討させていただきたいと思っております。

○19番（田村正秋君） 御答弁いただきましてありがとうございます。1点だけちょっと質問するのを忘れたので、よろしく願いいたします。

住基台帳カードにつきましてなのですが、来年度の予算編成の中でブックディレクションの問題が、導入するというふうなお話が先ほどあったと思うのですが、やはり

住民カードとの併用というか、実際にもうどこかでやっているというふうな場所もなんかちらっと聞いたのですが、今後は図書館の貸し出し、ブックディディクションの貸し出しとか、そういったものを含めましてそれは考えられるのかどうなのか、その点だけお願いします。

あとのスケボーの関係、今、安全面とか、あるいは場所とか、そういったことも含めまして検討するというふうなお話をいただいたので、やはり非常に需用があるこのスケートボードにつきまして、何らか研究をしていただきたいなというふうに思います。

それで今、日本全国的にも非常にそういう公的な場所、私的な場所を含めましてスケートボードができる場所、それでマナーの問題も非常にレベルが上がっているというふうなことがございますので、ぜひそういったことも含めまして研究をしていただきたいと思います。

あとは自転車の無謀運転につきましては、やはり中高生の関係が非常に多いというふうなことで、ぜひいろいろなところで研修や、あるいは学校単位のマナーアップの問題も考えていただきたいなと思います。

あと一方通行のところにつきましてはわかりましたので、ぜひ警察と協力いたしましてよろしく願いいたします。

1点だけ答弁をよろしく願いいたします。

○教育次長（宮田満君） 住基カードを用いましての図書館での利用、貸出カードとの平行利用でございますけれども、図書館のカードは現在、中身に利用の記録というものは保存してございません。図書館のコンピューターの中で活用、保存しているわけでございますけれども、そういった意味では図書館のカードを現在の住基カードとして並行して利用するには、ICチップ内にそういった個々の方の利用データを記録していく、こういったところが必要かと思えます。

これにはかなりの予算もかかるものかなと、こういうふうに思うわけでございますけれども、また一方の使い方としては、バーコードだけをカードに印刷いたしまして、カード内のICチップを用いずに貸し出し、返却の利用だけにするのかという方法でございますけれども、そういった後者の利用するには現在の図書館のカードで十分でございます。

そういった意味ではコストのことを考え、また費用対効果を考えますと、現在の図書館の貸出カード、住基カードの中に予算をかけてICチップ内に独自の記録を入れるということは、コストの面では問題があるのかなと、このように考えてございます。

○19番（田村正秋君） ありがとうございます。今、宮田次長さんからもお話がありましたけれども、やはりこれからの、石川部長からもお話がありましたけれども、住基カードにつきましては、当時のいきさつを考えますと非常に夢のカードだというふうな中で、やはり国民健康保険のカードとか、あるいは体育施設の予約カードとか、図書館のカードとか、一つが一体になれば非常に使いやすいし、それで暗証番号があるわけですから、そういった中でもいろいろと前向きに研究できるのではないかなというふうに思います。

個人情報の問題もありますけれども、やはりこれからの課題だと思いますので、ぜひ磁気カードにつきましてはさらに研究していただきたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、10番増田俊一君。

（10番 増田俊一君質問席着席）

○10番（増田俊一君） 御指名をいただきましたので、通告に基づき2項目について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1項目目の老人保健事業についてお伺いいたします。

昭和57年度の制度創設以来、高齢者の方々の健康の保持、増進を目的に、各自治体を中心となって進めてきました老人保健事業の果たしてきた役割は大変大きいものがあります。

そしてまた、昨今では高齢化がますます進み、超高齢化社会を迎えることが予想されることから、その超高齢化社会を高齢者の方々が豊かで健やかに暮らすためには、単なる平均寿命の延伸ではなく、健康を基礎として生きがいや生活の質を伴う健康寿命の延伸、健康づくりが各自治体が進めるまちづくりにとって大きな課題の一つとなっております。その課題解決のため、各自治体では地域の実情に配慮した独自のと申しますか、特性を行かしたサービス内容で健康づくり推進事業を進めてきておりますことは御承知のとおりでございます。

例えばこの10月に、先ほど原田議員が詳しく御紹介しておりましたが、私も市民厚生委員会のメンバーでございますので、喜多方市と会津美里町を行政視察してきましたが、喜多方市は平成15年3月に全国で初めての「太極拳のまち」を宣言し、太極拳を通して健康、福祉、教育、交流の調和の取れたまちづくりを目指してのさまざまな事業を行い、元気なまちづくりを進めております。

また、会津美里町では8年ほど前からですか、「今後も今のままでいましょう」を合い言葉に健康運動教室を中心とする高齢者健康づくり推進事業を展開しており、その結果、参加者の体力改善はもとより住民の健康づくりへの意識が変わり、運動習慣の形成や全般的な生活習慣の見直しが図られてきているとのこととございました。今、行政にとりまして健康施策の推進がいかに重要なときか、肌で感じ取ってきたところとございます。

福生市においても、第三期介護保険事業計画が平成20年度までとなっておりますので、見直しを検討し始めていることと思えますが、直面する問題としては、国の法改正により来年の4月から各種健診など保健事業の再編が行われることとございます。サービスの受け手でありまして40歳以上の高齢者の方々はもちろんのこと、広く市民の皆さんにそのことをお知らせし、まず1人でも多くの皆さんに受診していただけるよう、市民の皆さんの健康意識の醸成などを図っていく必要があると考えます。

そこで、平成20年度から始まります健診、保健事業の再編について2点ほどお伺いをいたします。

1点目として、先般の医療制度改革は医療費適正化の総合的な推進や、新たな高齢

者医療制度の創設、そしてまた保険者の再編、統合等について所要の措置を定めたものと聞いております。

そこでお伺いしますが、まず制度改正の骨子と申しますか、主眼は何なのかお聞かせいただき、またそれぞれ関連法に基づき実施されていくものと聞いておりますので、平成20年度以降、老人保健事業の実施主体や対象者、会計などがどのように変わっていくのかお聞かせください。

2点目として、時期が時期だけに、平成20年度予算ではどのような予算編成を考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2項目目の健康ふっさ21についてですが、2点ほどお伺いをさせていただきます。

平成14年に健康ふっさ21の母体といえます健康日本21を中心とした健康づくり施策を推進するための法的基盤として健康増進法が制定され、都道府県には健康増進計画策定の義務、市町村には同計画策定の努力義務が同法に規定されました。

それをもとに、福生市では昨年平成18年7月に健康ふっさ21を策定し、12月にはその柱となる健康づくり推進員として今後活動していただく方を募り、市民の皆さんとの協働により健康づくり活動が動き始めましたが、1点目としては、その健康づくり推進員の活動状況についてお伺いいたします。たしか健康づくり推進員として13人の方が応募され、ボランティアによる活動が始まったとお聞きいたしておりましたが、それから1年が経とうとしております。この辺でお聞きしておく必要があるとの考えからでございますが、これまでどのような活動をなされてきたのか、推進員の活動状況についてお聞かせいただければと思います。

2点目としては、やはりことしの春にですか、庁内に設置されたと聞いております健康づくり推進事業本部の活動内容についてお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 増田議員さんの御質問にお答えをいたします。

老人保健事業についての健診・保健事業についてですが、昨年6月の国会で成立しました医療制度改革関連法に基づきまして、医療制度改革が段階的に実施されてきております。

この改革の中で、現行の老人保健法において定められております各種の事業が、高齢者の医療の確保に関する法律と健康増進法の二つに分けられまして、組み込まれてきております。

特徴的なことは、現在老人保健法で実施している40歳以上の市民を対象とした基本健康診査、これは御存じのように市民の病気の予防のための早期発見と保健指導をしていくための基本健康診査でございますが、この基本健康診査が、医療費を増大させる重篤な病気というものが体内脂肪と高血圧、高血糖などの症候が合わさったときに起きやすいという、そういう結果から、その早期発見と保健指導に視座を置いた特定健診として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて実施されることとなりました。健康診査も各医療保険者が実施することになったところでございます。

この改正はがん検診などの法的位置付けや、介護の生活機能評価事業に影響いたしますので、これらの制度、実施主体、対象者、予算等の詳細につきましては、担当部長から説明をしますが、制度の実施に当たりまして保険年金課、健康課、介護福祉課の連携が必要となり、実施していく必要があると、こういうことになっております。

いずれにしても、非常にわかりづらいことをごさいますて、そういう意味では市民の皆さんにわかりやすくお知らせをしていかないといけないのでございますが、いずれにしても、できるだけちゃんと知っていただくことが望ましいわけでございますので、ぜひいろいろな形で市民の皆さんにも、例えば出前講座等を利用して勉強していただくと大変ありがたいと、こんなふうに思っております。

また、福生市といたしましては、法の定める対象者である国民健康保険被保険者の健診受診率並びに健診により改善指導を要するとされた方の改善率を上げていくことに全力を上げていきたいと思っております。

次に、健康ふっさ21についての1点目、健康づくり推進員の活動状況についてですが、今回の健康まつりでその活動内容と健康についての周知のためブースを設置し、活動が開始されまして、ほぼ毎月のように会合が開かれております。これからの活動状況や、2点目の健康づくり推進事業本部の活動内容、その状況につきましては担当部長から説明をいたしますが、健康ふっさ21の事業は、市民との協働により実施していくことが全市民の健康づくりに最も効率的、効果的であるというふうに思っております。

したがって、健康増進法による市の事業とともに市民の健康増進を進めるべく、健康づくり推進員とともに事業の推進に当たっていききたいと思っております。

以上で増田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、市長の補足答弁をさせていただきます。

1項目目の老人保健事業につきましては、答弁の内容が福祉部、市民部の各課にまたがりますが、私の方から答弁を申し上げます。

平成20年度から現行の老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律、いわゆる高齢者医療確保法に変わります。制度の大きな改革が図られます。従来老人保健法で40歳以上の方を対象に実施しております基本健康診査がなくなり、20年4月から高齢者医療確保法による40歳から74歳につきましては特定検診、特定保健指導として各医療保険者が実施することが義務付けられます。

福生市といたしましては、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方に特定検診、特定保健指導を実施することになります。老人保健法に基づきます現行の老人医療制度は、同じく高齢者医療確保法によりまして75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入し、医療給付を受けることとなり、保険者は各都道府県ごとに全市町が加入する広域連合となります。

つまり、福生市に居住する75歳以上の方の特定検診などは広域連合が実施することになりますが、それは国保の保険者として福生市が実施する義務があるのに対しまして、広域連合は努力義務とされております。言い替えますと実施しなくてもよいというふうに法的にはされているわけでございます。

この点につきましては、広域連合で検討されたわけですが、広域連合といたしましては今まで基本健康診査で40歳以上の検診を実施しており、75歳に達したことで検診の機会を失われるということは住民の理解は得られないであろうとの見解から、後期高齢者の健康の維持、健康の増進を図るべく保健事業について実施の方向となっているとのことをごさいます。実施主体は広域連合ですが、実際の実施に当たりましては広域連合で全区市町村の対応は困難ということで、区市町村に委託化等を図っていくとの方向でございます。しかし、まだ具体的には示されていないところがございます。

次に、現在老人保健法により実施しております健康増進事業、つまり歯周疾患検診、骨そしょう症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導、あるいは無保険者の健康診査など健康課で実施しておりますこれらの事業につきましては、健康増進法により実施してまいります。法律上の根拠が変わることになります。

ただ、がん検診につきましては、これまで各自治体の任意でございましたが、健康増進法では義務となります。また生活保護を受けている方の中で医療保険に加入していない方など、いわゆる無保険者につきましては、この健康増進法により特定検診と相当の検診を受けることができるとされております。

次に、介護保険法改正に伴いまして平成18年度から基本健康診査と同時に実施しております生活機能評価でございしますが、福生市が実施主体となりまして65歳以上の高齢者を対象に特定高齢者の把握のための生活機能チェックというような形で実施を予定しております。

なお、実施方法等につきましては、現在関係機関等と調整中でございます。これらの実施に当たりましては、先ほども市長も申し上げましたが、市民部の保険年金課、福祉部の健康課、介護福祉課が連携を取る中で協同して実施していく必要があると思っております。

ただ、現在事業の実施に向けてさまざまな事務手続きを進めておりますが、例えば医師会との特定検診費用の単価の交渉などでも難航しておりまして、都内自治体のどこもいまだ額の決定ができていないなど、基本事項にすることが確定しておりません。1日も早く改定させまして、市民の皆さんにわかりやすいPRをしていきたいと考えております。

次に、これらの事業の平成20年度の予算についてでございますが、特定検診、特定保健指導につきましては国保会計、また後期高齢者医療制度につきましては新たな特別会計の中で計上していく予定でございます。生活機能評価につきましては介護保険特別会計での計上を予定し、また健康増進事業の予算につきましては基本健康診査にかかる検診委託料、これがなくなりますので、これらを除きまして今までどおり一般会計の衛生費にて対応してまいります。

次に、2項目目の健康ふっさ21についての1点目、健康づくり推進員の活動状況についてでございますが、市では平成18年7月に市民の健康づくりを進めるために市民の健康づくりの基本目標及び指針となる健康増進計画、健康ふっさ21を策定い

たしました。この計画に基づき市民との協働による健康づくり活動、啓発活動を推進し、これを拡大していくことを目的として平成18年12月に福生市健康づくり推進員設置要綱により健康づくり推進員を設置したところでございます。

この要綱では健康づくり推進員の活動内容といたしまして、健康ふっさ21に掲げた基本理念のもと、地域における市民の具体的な健康づくりの活動の企画、運営及び支援に関する事、市が主催する各種健康づくり事業に参加し、その普及及び啓発を支援、協力することが定められております。また推進員には活動に当たって知り得た個人情報等を他に漏らさないこと、その職を退いた後も同様とすること、医療行為等法令上許さない行動はしてはならないこと、活動に際して推進員証を携帯し、推進員としてふさわしい行動をとることなど、いわゆる遵守しなければならない事項を規定しております。これによりまして平成19年1月の市広報で公募し、応じていただきました13名により健康づくり推進員として活動が開始されたところでございます。

現時点の活動状況でございますが、市民の健康づくりのために具体的に何をしていくべきか、何ができるか等の検討を中心として、これまでに9回の会合がもたれております。その一例といたしまして健康まつりへの参加と、推進員のメンバーをふやすことが話し合われ、9月の推進員会議からは市民活動グループ各方面から推薦していただいた新たな推進員も加わり、現在34名で活動いたしております。今後も随時新しい推進員を各方面から得てまいりたいと考えております。

推進員の活動として本年10月の健康まつりへの参加は、ストレッチ体操、下肢筋力の測定、風船アートなど以前の準備から当日まで推進員一人一人がそれぞれの役割を担い、健康ふっさ21のPRとともに推進員が何をしていくべきかを感じていただける大変よい機会となったのではないかと考えております。

次に、2点目の健康づくり推進事業本部の活動内容についてでございますが、市民の健康づくりに向けた事業を効果的に推進するため、平成19年4月1日に福生市健康づくり推進事業本部を設置したところでございます。私を本部長といたしまして庁内を横断する13名の課長を本部員として14名で構成されております。これまでに6回の会議を開催し、各課で行われて健康に関する事業や、今後実施していきたい事業等を検討しております。

基本的に月1回程度の会議をもつ中で、各課で本来的事業として実施されている事業の中で、健康という側面から市民の健康づくりに副次的に効果を生じさせている事業の検討をいたしております。

例えば福生地域体育館で行われているシニア体操教室などは、中高齢者の方に運動するきっかけをつくるとともに、触れ合いの場とすることにより生きがいづくりの場として、さらに心のケアという副次的な効果も得られるところでございます。また新たに開始してもよいのではないかとされる事業の中に健康づくりに寄与できるものなどがないかなどを検討しております。

これらの検討を踏まえまして、行政としての健康づくりアクションプランのようなものをまとめまして、健康づくり推進員とも調整、連携を図りながら具体的な事業を展開していかねばならないと思っております。

○議長（原島貞夫君） 4時5分まで休憩といたします。

午後3時54分 休憩

~~~~~

午後4時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○10番（増田俊一君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1項目目の老人保健事業についてでございますが、ありがとうございます。今回私の質問は国の制度改正によるものですから、来年の4月1日施行に当たりまして市としてどこまで準備できるかなどを教えてくださいということが主眼でございましたので、部長の補足答弁をいただき、今わかっているといいですか、確定している範囲内とはいえかなり踏み込んだところまでお聞かせいただきありがとうございます。こうしたケースの場合、本来であれば恐らくフロー図などで見せていただきながら説明していただくと本当は一番わかりやすくいいのではないかと思います。それはそれとして、丁寧な御答弁本当にありがとうございました。

それから、この前の9月の定例会で小野沢議員がこの特定検診や特定保健指導などの内容や取り組みについて質問された議事録を読ませていただきましたので、おおむねこれで何とか理解できましたが、やはり何といても一番気になりますことは、市長答弁にもございましたが、執行機関であります行政としてサービスの受け手であります高齢者の方々や、市民の皆さんへの周知がいつごろになるのかが気がかりなところでございます。

また、今回の改正は御答弁にありましたように、老人保健事業の再編と言われる大きな制度改正でございますので、もう少し詳しく市民の皆さんにお示ししておいた方がよいのではないと思えます点が何点かありましたので、再度お伺いをさせていただきます。

来年4月1日の本当に運用開始まで残すところ4カ月を切っておりますので、進展があったのかなど現時点でお答えいただける範囲内で結構でございますので、お聞かせいただければと思います。

その1点目としましては、国はなぜそう決めたのかでございますが、先ほど御答弁にありましたように、国保加入者の40歳から74歳までの方々の特定検診、特定保健指導については義務づけしておりますが、この後期高齢者医療制度では75歳以上の方の保健事業の実施については努力義務ということでございますが、その理由をお聞かせいただければと思います。実施主体となりました東京都広域連合では、御答弁いただきましたような理由で実施の方向となっているとのことでございますが、なぜ

国が努力義務としたのか、理由がおわかりでしたらまず初めに教えていただきたいと思います。

2点目は、進展があったかどうかでございます。健康保健組合などに加入されております方々の家族についてですが、9月議会での小野沢議員との質疑では、どこで受診するようになるのか協議中とのことでしたが、ここにきて進展があったのかどうか、おわかりでしたらお聞かせいただきたいと思います。といいますのは、老人保健事業については、国からの通達だと思いますが、制度見直し後においても施策が後退しないよう、それぞれの施策において必要な措置を講ずることとされていると聞いております。家族にとっては一番気がかりなことでございますので、おわかりでしたら教えていただきたいと思います。

それから3点目は、いまひとつわかりにくいこの生活機能評価事業についてでございますが、平成18年度から介護保険事業として実施されておりますが、確認の意味でどういう事業内容なのか、また平成20年度からは実施内容に変化があるのか、まず初めに教えていただきたいと思います。

それと、平成20年度からの実施方法については、御答弁によりますと関係機関との調整中とのことでございますが、関係機関とはどこなのか、また保険年金課、健康課、介護福祉課が連携をとり協働して実施していく必要があるとのことでございますが、その具体的な内容と、関係機関との連携についてはどうなのかお聞かせいただければと思います。

それから、平成20年度予算についてはわかりました。3月定例会では細部にわたってはっきりしてくると思いますので、そのときにお伺いさせていただきたいと思います。

それから、2項目目の健康ふっさ21についてでございますが、推進員の皆さんが34名にふえ、まだまだふやしていきたいとの意図はよくわかります。このことは健康ふっさ21の大きな目標の一つでございます健康づくりの市民運動化へとつながります。また平成20年度から始まります特定検診や特定保健指導についても、連携をとることにより効果的、効率的な検診や保健指導が行われるようになると考えられますので、ぜひとも恒久的に公募し続けていただきたいと願いますが、このことにつきましては要望とさせていただきます。

それから、昨年7月に行政視察してまいりました長野県の佐久市や、群馬県の前橋市などでもそうでしたが、今回の福島県の喜多方市は太極拳を取り入れた体操を、会津美里町は健康運動教室をといたアドバラン的なサービス事業を中心といたしますか、求心力にしてさまざまな健康づくりのための事業を進めております。

福生市でも高齢者の方々の健康づくりのためにとこれまで行ってきました老人保健事業をさらに充実させた福生市らしい新たな健康施策事業と申しますか、そういったものを展開していく必要があるのではないかと思います。

そこで、1点お伺いたしますが、健康づくり推進本部では行政としての健康づくりアクションプランをまとめられているとのことでございますが、途中経過でも結構でございますので、少しその内容がどの程度のものなのか教えていただければと思

ます。

以上で2回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○市民部長（石川弘君） 増田議員さんから2点ほど再質問をいただいておりますので、御答弁をさせていただきます。

まず、1点目の75歳を境に努力義務とした理由等でございますが、国では高齢者の医療の確保に関する法律、保健事業第125条において「後期高齢者広域連合は健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持、増進のために必要な事業を行うよう努めなければならない」との努力義務を規定しておりますが、国の基本的な考え方から見ますと、75歳の後期高齢者に達する以前から特定検診等を受けていること、また後期高齢者については生活習慣病による改善が75歳未満のものよりも大きくないと考えられること、また75歳を境に生活習慣病を中心とした受診、入院、療養等の率が上昇していること等から、75歳を境に努力義務としたところであると聞いております。

しかしながら、東京都広域連合では、先ほどの答弁にもございましたが、今まで基本検診を行っており、75歳に達すると検診等の機会が失われることは市民の皆さんの理解が得られないと考えられること、また指導等を受け、本人の体力等をできるだけ落とさないようにするため高齢者の健康状態を確保し、QOL、いわゆるクオリティ・オブ・ライフ、生活の質の向上を図るとともに、生活習慣病の早期発見のための検診は必要と考え、東京都後期高齢者広域連合ではこれら検診等保健事業を実施するものでございます。

次に、2点目の健保組合等の被扶養者である主婦等の家族の検診等はどこで受けられるのかでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の規定では、国民健康保険は福生市が保険者でございますので、被保険者または主婦などの被扶養者は地元で検診等が受けられますが、法律の枠組みの中では健保組合等の被扶養者は健保組合等の指定する医療機関等で検診等を受けなければならないこととなっておりますが、こうしますと検診等の場所によっては遠方まで行かなければならないことも考えられますし、同じ市民でありながらそれは不合理であり、市民サービスの低下につながってまいります。この点につきましては東京都国保連、あるいは各健保組合等保険者の代表及び東京医師会が参加する東京都の保険者協議会が設置され、そこで特定検診等専門部会が設置され、この中でいろいろと論議されております。

健保組合等につきましては多くの組合がありますので、例えば代表保険者を定め地域ごとまたは各自治体ごと、地元医師会等との集合契約等により国保被保険者の検診等と同じ条件で契約し、国保以外の主婦等の方につきましても地元居住地で特定検診等受けられるようにしていく方向となっていくとのことでございます。

近いうちに結論が出ると聞いておりますので、その後早急に関係部署等と調整しながらPR等を行ってまいりたいというふうに考えております。特に高齢者の方々にはちらし等による紙ベースでのお知らせをしなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、私の方からは介護保険事業に関係します生

活機能評価につきまして御答弁申し上げます。

生活機能評価につきましては、18年の介護保険法の改正によりまして基本健康診査と同時に実施し、特定高齢者、いわゆる要支援、要介護となるおそれの高い高齢者を把握するための生活機能チェックを行うものでございます。

その内容は、25項目の身体状況をお伺いする問診、それと三つの身体測定、握力、歩行、片足立ちということになっておりますが、これらを行いまして、その結果により特定高齢者として介護予防の適否を医師に判定をしていただくものでございます。さらに特定高齢者の筋力トレーニング、口腔機能向上指導、低栄養改善指導などの介護予防事業への参加につなげていくものでございます。したがいまして、生活機能評価の内容そのものにつきましては20年度からも従来と同様でございます。

次に、実施方法について調整を行っている関係機関でございますが、今回の改正では検診主体が65歳から74歳までは国民健康保険や社会保険などの医療保険者に、また75歳以上は後期高齢者広域連合に分散されますことから、生活機能評価につきましては受診者が二度手間にならないよう同時に実施できる体制を構築する予定でございますが、そのために保険者各間の対象者の抽出や、医療機関との実施方法などの調整がございまして、今後さらに各保険者や医師会などとの調整が必要になってくるものと思っております。

なお、庁内におきましては特定検診等にかかわる保険年金課、健康増進事業を行う健康課、生活機能評価を担う介護保険課などが相互に連携をいたしまして事業の円滑な実施に努めてまいります。

次に、健康づくり推進本部での健康づくりアクションプランの内容というようなことでございます。健康づくり推進本部会議でこれまで6回ほど開催いたしまして、福生市として現在実施している事業の中で健康づくりに効果がある事業を健康ふっさ21の重点項目、食、体、心に分類いたしまして、その中で例えば学校給食の児童による配膳が食材に対する知識を得たり、バランスのとれた食事や栄養を学ぶこと、あるいは保護者の試食会が規則正しい食生活に関する知識の普及に効果があることなどが上げられております。

こうした検討によりまして、大体の事業項目といたしまして食の部分で17項目、体の部分で87項目、心の部分で24項目がまとまりつつあるところでございます。また健康づくりで今後見込まれる、あるいは実施できそうな事業についても検討いたしてございまして、食の部分で5項目、体の部分で8項目、心の部分で2項目ほどとなっております。

大変大ざっぱなまとめ方ではございますが、現時点で行政として、健康課だけではなく市の他のセクションも含めた全体の健康づくりアクションプラン、そんなものを考えているところでございます。

○10番（増田俊一君） それでは、項目別に提案や要望させていただきたいと思っておりますが、まず1項目目の老人保健事業についてでございますが、いろいろとただいま御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。要するにそういった形になるということでございますが、今ここで本当にすぐにわかれと言ってもやはり難しい

と思いますので、市民の皆さんからこれから日を追うごとにサービスの受け手であり、ますます本当に高齢者の方々とか、市民の皆さんからの問い合わせや相談事がふえてくると思われまます。私もある程度は理解できましたので説明することができますが、市でも市民の皆さんからの問い合わせや相談を受けた方々はぜひ総合窓口的な心構えで待たせない、たらい回しをしないように的確な対応を心がけていただきたいと思います。まずこのことを初めに要望しておきます。

また、念を押すようですが、市民の皆さんへの周知につきましては、できるだけ早い時期に、本当にわかりやすい方法で、広報のトップページを飾るように大きく取り上げていただき、それも回数を何回も何回も重ねていただいて、初めて周知徹底が図られていくものと思いますので、4月の運用開始早々トラブルにならないように、ぜひその辺のところもよろしく願いをさせていただきたいと思ひます。

それから、御答弁にありました生活機能評価事業の実施方法についてでございますが、各保険者や医師会などとの調整が必要となってくるということでございますが、このことは後期高齢者医療制度が創設され、東京広域連合が設立されたと、このことによりということで、一言でいえばこれまでの市民の皆さんのことだけということではなく、西多摩地域全体での調整をしていかなければならなくなったということだと思ひますが、9月議会でも私、取り上げさせていただきましたが、市民の皆さんの本当に生活圏が大きく広がっておりまして、福生市という行政の範囲を超えた経済活動や生活行動が顕著に見られるようになってきております。

時間の関係もありますのでくどくどと申し上げるわけにはいきませんが、結論から申し上げますと、この分野での西多摩地域の保険者、つまり各自治体との本格的な連携を考えたらどうかと御提案する次第でございます。例えば40歳から74歳の国保加入者を対象とした西多摩広域連合の設置などを考えみてはどうかと思ひわけでございます。

東京都としての西多摩保健医療圏は青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の4市3町1村からとなっており、また東京構想2000におけるエリアコンセプトでもおおむね多摩西部エリアと一致しているとのことでございますので、私なりの考えで恐縮でございますが、三多摩格差、西多摩格差是正にもつながる西多摩保健医療の広域連合化が期待できる地域と思ひしております。

高齢者の方々が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活を送れるよう支援していくことは重要であり、超高齢化社会の活力の源となる健康づくりを進めるため、この際、その辺のところを視野に入れた保健事業のあり方を検討してみても提案させていただくものでございます。

次に、2項目目の健康ふっさについてでございます。行政としてのアクションプランということですが、御答弁によると大体130ぐらいの項目になるようですし、横断的な、また細部にわたっていることも伺えますので、いずれ議会にも報告していただければと思ひますので、期待をしたいと思ひしております。

それから、当市の健康づくり推進員活動の先進事例として、長野県の佐久市の保健補導員について少し紹介させていただきたいと思ひます。佐久市の保健補導員の歴史

は古く、昭和20年に誕生したそうでございます。自分たちの健康を守るためには、自分たちがまず学習することが大切だと気づき、学習する機会をつくろうと自主的学習の場をつくり、保健活動を開始したのが始まりだそうでございます。

私たちのまちにも保健予防活動の専門担当者として保健師や栄養士の皆さんが働いておりますが、佐久市では限られた保健師や栄養士の数では生活習慣病の予防や、社会問題となっております母子保健などに対して十分な活動ができにくく、保健活動の効果が思うように上がらない現状があるとのことから、保健補導員の方々は住民の健康生活推進のための問題発見者であり、地域の健康管理の担い手であり、保健福祉行政がスムーズに行きわたるための協力者であり、保健師等業務のよき理解者であり、また協力者であることをねらいとしているそうでございます。

ただし、あくまでも住民の自主的な組織で、行政機関の下部組織でもなく、保健師などの助手でもないそうでございます。また単に行政機関のお手伝いだけでなく、自主的な組織活動を通じてまずみずからの健康意識を高め、さらにそれを地域に広め、地域ぐるみの健康で明るい社会を築き上げていこうというものだそうでございます。

今日まで60年ぐらいかけてこつこつと畑を耕し、作物を実らせるがごとくお仲間をふやしなが、市内全域を何度も何度もくまなく歩き続け、今では「健康で長寿のまち佐久市」と言われるほど名実ともに大きな大輪の花を咲かせた、まさに健康文化を築いてこられたのですから、大変なことだと思います。

ちなみに、佐久市の保健補導員の人数は、平成19年の、つまりことしの5月24日現在で715名だそうでございます。人口約5万人ですので、70人に1人が保健補導員ということになります。昨年7月の市民厚生委員会での視察のときにお聞きした人数は600名ぐらいでございましたので、100名以上は確実にふえていることになります。

今回視察してきました喜多方市の太極拳や、会津美里町のうんどう教室もそれぞれ5年前、8年前から同じように市民の皆さんの中から指導員を募り、育成しながら健康づくりの輪を広げ、成果がいろいろな分野までに今あらわれ始めたわけでございますので、まだ誕生して日の浅い福生市でございまして、これからだと思います。

全国市町村の健康づくりに関するいろいろな事業をぜひ視察していただき、参考にして、また福生市のこれまでの事業とミキシングしていただいて、福生の健康づくり活動のシンボル、核となる福生らしい事業をつくり出してみたいと思っております。

自分たちの目で、体で体験していただき、健康づくり推進員の皆さんを初め保健機関などの関係団体や企業との連携を密にとっていただき、その上で福生市の健康づくりについての施策事業をつくり出していきたいと思っておりますので、その辺のところを強く要望させていただきますして私の一般質問を終わります。

細かい部分までいろいろと御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、18番大野悦子君。

(18番 大野悦子君質問席着席)

○18番(大野悦子君) よろしくお願ひいたします。2点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目、道路行政について、市内自転車道路の整備について、自転車道路の考え方について、もう1点が放置自転車対策について、一つが現在の放置自転車の状況、二つ目としてどのような計画で対策は進められているのかということでお尋ねをいたします。

まず1点目、市内に自転車道といえるものはありますかということでお聞きをします。都市下水路の跡地が羽村動物公園前から福生市に通じているところですが、今整備が進められています。特に羽村動物公園前のあたりはきれいに整備がされ、車道が拡幅をされ、きれいになりました。車道が以前よりもスピードを出して走る車が多くなり、危なくなったという声をよく聞きます。この整備についてはそのままでもいいだろうとか、真ん中の開削のところを植栽をしたらどうかとか、いろいろな意見がありました。どんなふうにかこの整備が進められたのか、進められていくのか、多くの市民は関心を持って見守っております。

動物公園には自転車利用者の来園者もたくさんいますし、福生当たりからも自転車で行くのにちょうどよい距離ではないかというふうに思います。このところを見えてまして、自転車道路の検討ということはされなかったのかどうかをお聞きをいたします。今進められている工事の経過について教えていただきたいと思ひます。現在、福生市に向かって進められている工事、そこに自転車道はできるのかどうか、検討がされなかったのか。

次に、自転車道路の考え方について、歩く人のための歩道、車のための車道があるならば、自転車利用者の方の人たちのための道路もぜひ必要だし、安全のための配慮がぜひあるべきだというふうに思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

今「ノーカーデー」とか、あるいは少しでもCO₂の削減とか、簡単な買い物などにできるだけ自転車を利用しようとしている人たちがふえております。駅付近や大型スーパーの地下などにも自転車駐車が設置されております。自転車駐車場へ行くまでの間の安全をぜひとも守られなければならないと思ひますが、この安全についてはどのような状況でしょうか、またお考え方をお聞かせください。

次に、2点目の放置自転車対策について、先日あるところで放置自転車の撤去作業中をたまたま通りかかりました。作業をしながら皆さん作業員の方が放置自転車の対策についての大変な状況をいろいろとお話をいただきました。物が豊かになってあふれている状況や、何といってもモラルの低下などさまざまな理由はあるにしろ、撤去しても次々と放置される自転車、保管所もこのような繰り返しでいっぱいであると思ひます。

福生市の放置自転車の状況と、ここ数年のこのことについての推移、また現在対策としてどのような計画のもとに作業が進められているのかお尋ねをいたします。

以上、最初の質問です。よろしくお願ひいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長（野澤久人君） 大野（悦）議員さんの御質問にお答えいたします。

道路行政についての1点目、市内自転車道路の整備についてですが、市内には自転車道路として整備している路線はありませんが、自転車・歩行者専用道路として整備している路線は全体で5418メートル、5.4キロちょっとございます。

そこで、御質問の羽村動物公園前の都市下水路の道路整備ですけれども、これは羽村市の道路でございまして、羽村市が実施しておりますので、羽村市に聞いてみましたところ、本路線は都市計画道路で、平成18、19年度で整備したとのことです。

開渠であった都市下水路を埋めまして、道路幅員16メートル、両側歩道3.5メートルで整備をしておりますが、自転車道路の設置につきましては、16メートルの道路幅員の中では道路構造令上設置が困難であり、自転車は歩道を通行してもらう形で整備をしたと、こういうことでございます。今後も計画的に順次整備を進めていきますが、基本的には同じような整備をしていく予定とのことであります。

なお、福生市でも自転車道路の整備は難しいこととなりますので、歩道の拡幅等で対応していきたいと考えております。

次に、2点目の自転車道路の考え方についてですが、道路を整備するための基準となる道路構造令では、自転車道の幅員は2メートル以上となっております、両サイドにつきますと4メートルは自転車道のために必要だということになります。車道、歩道、停車帯等の各幅員構成で考えますと、現在の市内の道路に設置することは、基本的に道路幅員等の問題で物理的に困難というふうに思います。

そこで、自転車の通行の安全を確保するため、自転車歩行者専用道路以外では、歩道が整備されている路線について、交通管理者が公安委員会の指定を受けて、歩道内への自転車の通行を可能にして、自転車の通行の安全を図っております。

なお、福生駅周辺は自転車も歩行者も多いことから、やなぎ通りの歩道を拡幅し、バリアフリー化を図るとともに、自転車や歩行者の通行が少しでも円滑にできるように整備を行っております。

しかし、歩道内に自転車を走らせることで自転車の通行の安全は確保される反面、歩行者の通行に危険が増しますが、現時点ではこのような形でしか自転車の安全を図っていく方法がないと考えており、利用者のマナー向上が今後の課題ということになってまいります。

このようなことから、自転車利用者に歩行者への安全を促す注意標識を設置し、歩行者等の安全対策を図り、福生市交通安全推進委員会や福生警察署に御協力をいただき、自転車のマナー等の啓発活動も行っているところでございます。

次の放置自転車対策につきましては、担当部長から答弁いたします。

以上で、大野（悦）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○総務部長（田辺恒久君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

放置自転車対策についての第1点目、現在の放置自転車の状況についてでございますが、福生市自転車等の放置防止等に関する条例及び条例施行規則では、駅からおよそ、おおむね300メートル以内の範囲内の放置禁止区域としておりまして、撤去につきましては警告札等によりまして告知した後、2時間以上放置された自転車等を対

象に撤去を行うことになっております。

撤去した自転車等は保管場所に移動、保管されて、所有者等を調査し、連絡を行い、引き渡しを行う手続きとなっております。返還の際には保管手数料として自転車1台1000円、原動機付自転車1台2000円を徴収させていただいております。

返還につきましては、盗難届けが出されている自転車につきましては盗難届けの確認を取りまして、手数料は免除しているところでございます。

今年度4月から10月までの撤去台数は、自転車812台、原動機付自転車9台となっており、このうち返還した自転車等は530台で、返還率では65%となっている状況でございます。昨年の同時期と比較しますと、自転車等の撤去台数は1158台で、返還台数は704台とそれぞれ3割ほど減少しております。

また、撤去した自転車等を返還することができない場合には、告示の日から起算して6カ月を経過したものについて、当該自転車等の所有権を市が取得し、処分を行っております。平成18年度の処分台数は自転車733台、バイク1台でございます。

なお、必要な補修等を加えることにより再利用が可能であると認められる自転車につきましては、東京都自転車商協同組合福生地区福生支部ヘリサイクル自転車として86台譲渡いたしております。

次の2点目、どのような計画で対策を進めるかにつきましては、広報活動として福生市交通安全推進委員会が中心となって、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを年4回、福生駅、牛浜駅、拝島駅の各駅で朝7時から8時までちらし等を配布しており、放置自転車が特に多い箇所は商店等をお願いして、自転車駐輪禁止等の張り紙を張っていただくなどして引き続き啓発をしていく予定でございます。

放置されている自転車につきましては、警告札による指導も積極的に実施して、引き続き放置自転車の一掃を図っていきたくと考えております。

以上で大野（悦）議員さんの御質問に対する補足答弁とさせていただきます。

○18番（大野悦子君） 再質問を何点かさせていただきます。

自転車通路についてですけれども、当然自転車で市内を走ったことが、部長、おありかと思いますが、自転車利用者として歩道及び車道をもし走った感想などをちょっとお聞かせをいただけたらというふうに思います。

それから、自転車が通ってよいとされているところが、歩道が広いところであるということなのですけれども、現実には自転車、歩道を歩いても自転車はベルを鳴らしてそこをどけというように堂々と通って、本当に歩道、今言われたように歩道を歩くものは危ない思いをしています。とにかく自転車利用者はどちらにしても中途半端で危ない存在であるというふうに思います。

そういうことで、もしこの道路整備がもし原因と思われるような事故等が幾つかありましたらその内容、理由等を教えていただきたいと思います。

それからもう1点、自転車は最近環境負荷の低い交通手段として見直され、また今いいましたように健康志向の高まり、いろいろなことでその自転車を利用しようとすることでそのニーズが高まっていると思います。

それで、このような状況を踏まえまして、自転車を取り巻く現状を明らかにして、

今後の自転車利用、環境のあり方について検討する新たな自転車利用環境のあり方を考える懇談会があったというふうに聞いております。これらの内容、それからその提言を踏まえまして、福生市はそれをどのように生かしていくのかお考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、放置自転車につきましては、先ほど台数ではびっくりするのですが、昨年と比べると撤去台数が3割ほど減ったということですが、この3割をどのような評価をしているか、いろいろな対策をしたということですが、その効果がどんなふうにあるというふうに考えているか、今後の方策は、ほかにもっとよりよい効果的な方法を考えていらっしゃるかどうかお聞かせいただきたいと思ます。

それから、市内の自転車駐車場の利用率と管理についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。市内でも利用率のいいところ、それからよくないところ、西口なんかいつも空いているところがあるのですけれども、それらの利用の状況を教えていただきたいと思ます。よろしくお願ひします。

○都市建設部長(清水喜久夫君) 大野(悦)議員さんの再質問にお答えいたします。

1点目の歩道を走った感想ということでございますが、ここ25年くらい自転車に乗ったことがございまして、都市建設部に配属されて6年経ちますけれども、市長答弁にもございましたように、多摩川沿いの自転車歩行者道路を公園の点検のために行きまして、熊川分水、あるいは片倉跡地、それからどんぐり公園、やなぎ通りと、こういうコースで月に1回は歩いておりましたけれども、感想としてはやはりスピードを出している自転車を通ると非常に危険だなという感じがいたしましたが、私自身は自転車にここのところ、本当に乗ってないので、何とも言えない状況ではございますが、歩行者の立場からは危険な状況に何回かあったことは事実でございます。

そういう意味でやなぎ通りに標識を付けた、議会での小野沢議員さんからの要望もございまして、自転車歩行者専用道路にも標識を付けて注意を喚起しているところでございます。

それから、事故等があったかということでございますが、大きな事故ではないのですが、やなぎ通りができてから1件ございまして、市民からの苦情もございました。それから銀座通りでもスリットのところで自転車のタイヤがちょっと引っかかって、ちょっと苦情があったというようなことがございまして、私の知る限りではその2件で、大きな問題にはならなかったのかなというふうにはとらえておるところでございます。

3点目の国土交通省と警察庁で新たな自転車利用環境のあり方を考える懇談会、この提言がなされているわけですが、これにつきましては東京工業大学大学院の屋井教授を座長として、ほかスポーツ選手等を含めて8人の委員から構成されておまして、平成19年7月に提言されております。

内容といたしましては、1番として背景、2番として歩行者・自転車の交通環境における現状の課題、3番目として道路空間の再構築に向けた基本事項、4番といたしまして自転車を考慮した道路空間の実現に向けた五つの取り組み、以上が骨子となっ

ておるわけですがけれども、特に四つ目の五つの取り組みにつきましては、さらに具体的に踏み込んで、1点目として歩行空間の原則分離の推進、2番として駐輪対策の着実な実施、3番としてルールの周知徹底、マナーの向上、4番として戦略的整備の速やかな展開、5としてネットワーク計画や目標を持った整備の促進、以上となっておりますが、これを踏まえて国土交通省と警察庁は連携をして平成19年度内、今年度内を目途にモデル事業に着手をして、自転車利用環境の整備を進めていくことと、このような提言がされております。

それで、市ではこの提言をどのように生かしていくかということですが、この自転車利用環境につきましては、御存じのとおりハード面、ソフト面を含めて大変幅が広く、奥も深いものではないかなというふうに思っております。

今議会にも多くの議員さんから、多方面の角度から御質問をいただいておりますので、この懇談会の提言をもとにいたしまして、関係部署と十分協議いたしまして、福生市としてできるものがありましたら方向性を出す必要があると、このように考えております。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。

自転車の昨年と比べて撤去台数が3割ほど減ったこと、そして市としてそれをどう評価しているか、また今後の方策でございますが、駅周辺が自転車駐車禁止区域ということが浸透してきた結果だと思っております、引き続きクリーンキャンペーンによる啓発や、警告札による指導を実施してまいりたいと考えております。また今後は自転車のマナーアップなどの講習会なども実施していきたいと考えております。

それから、自転車駐車場の利用率と管理でございますが、市内の自転車駐車場は現在7カ所ございまして、平均利用率は定期利用率44%、一時利用56%でございます。一番利用率の高いところは福生駅東口地下、これは西友の地下でございますが、定期、一時利用合わせまして66%でございます。また利用の一番低い場所は福生駅西口、これはもと法務局通りの踏切のところございまして、15%となっております。この場所が低い理由は、駅から遠いことなどが考えられるところでございます。

管理運営につきましては、現在財団法人自転車駐車場整備センターと協定によりまして平成21年3月まで行っていただくことになっております。その後の管理運営につきましては、利用料金の見直しなどを含めまして指定管理者制度の導入を考えているところでございます。

○18番（大野悦子君） ありがとうございます。自転車道路につきましては、現状、物理的に専用道路をつくるのは確かに無理だということで、そのことはよくわかるのですがけれども、ただ、先ほどの自転車利用の、新たな自転車利用環境のあり方を考える懇談会についてお聞かせをいただいたのですがけれども、ハード面、ソフト面、幅が広く、奥が深いということだとなんかわかるようでよくわからないのですがけれども、これが福生市で具体的にどのようなこと、もう少し具体的に、例えばとりあえずできることということ、PR等も含めてお聞かせをいただけたらなというふうに思いますので、その点だけよろしく願いいたします。

それから、放置自転車につきましては、いろいろな取り組みを一生懸命やっ

っしゃるということもよくわかりましたし、3割ほど減少しているという答弁もいただきました。放置自転車は撤去をしたら本来なくなるわけですね。そういう意味で本来ゼロを目指すということではないかと思うのですけれども、そういうことが大事なことではないかというふうに思うのですが、そこら辺も含めて取り組みの姿勢というか、そんなこともお聞かせいただけたらと思いますので、その点だけよろしく願いいたします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 内容的に具体的にというお話ですが、まだこの提言書の内容を細かく読み込んでおりませんので、関係部署ともよく相談しながら、ちょっと読み込みまして、この間の議会で出た一般質問の内容や答弁の内容もチェックをいたしまして、それらとこの提言とを検証して、福生市にできるものを協議していきたいというふうに思っております。

○総務部長（田辺恒久君） 放置自転車、本来ゼロを目指すべきだということで、ごもっともでございますが、放置自転車、自動車の駐車違反と同様に、放置自転車については取り締まっても取り締まってもなかなかなくなるどころでございます、非常に歩行者にとっては迷惑を受けているところでございます。

放置自転車が歩行者の迷惑だけでなく、それが倒れたりしてけがをする場合もあるわけでございますので、今後も引き続き取り締まりをしていくしかないと考えておりまして、根気よくそれを続けていきたいと考えております。

○18番（大野悦子君） ありがとうございます。道路は今までやはり自動車を中心というか、自動車のための道路の整備ということでつくられてきたというふうに思います。

歩行者は歩道を通るのですけれども、そういう意味で本当に中間な、中途半端な立場で、はっきりと自分の場所がないというのが自転車の乗っている人のためのことではないかというふうに思います。

それでいながら自転車の利用者というのはふえていると思いますし、自転車を、車よりできるだけ自転車を使いましょうということもあるわけですから、できるだけ、理想的には歩行者、特に車はいいのですけれども、歩行者と自転車、できれば分かれて通れば一番安心して通行できるものではないかというふうに思います。

離れた空間が確保できれば一番いいかとは思いますが、実際には物理的には無理でも、自転車が幅の広い道路を行くのは、歩道を通っていいけれども、いいということをごどれだけの人が理解をされているかということも疑問ですけれども、お互いが気配りをして、安心して通れるような、そんなふうにしていかなければならないというふうに思います。ですから自転車、そういう意味での専用の場所が一番ない自転車利用者のための安全対策と配慮というのをぜひこれからもお願いをしたいというふうに思います。

それから、放置自転車につきましては、先ほど駐輪場の整備のこともお聞きをしましたけれども、整備されている今の市内の自転車駐輪場、自転車置き場の利用の促進の方もぜひ進めさせていただきたいというふうに思いますし、できるだけ厳しい姿勢をもってそんな放置自転車対策、ゼロに向かってぜひさらに取り組んでいただきたいと思います。

いますので、よろしくお願ひいたします。

終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は12月6日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時55分 延会